

農政産業観光委員会会議録

日時 令和8年6月30日（火） 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後 4時00分

場所 委員会室棟 第3委員会室

委員出席者 委員長 望月 大輔
副委員長 臼井 友基
委員 望月 勝 渡辺 淳也 藤本 好彦 古屋 雅夫
佐野 弘仁 浅川 力三 飯島 修

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

観光文化・スポーツ部長 小泉 嘉透 観光文化・スポーツ部次長 二宮 智浩
スポーツ統括官（観光文化・スポーツ部次長） 安藤 明範
観光政策グループ観光政策推進監 三科 吾諭子
観光振興グループ観光振興監 坂本 亜希子
観光地経営支援グループ観光地経営支援監 黒倉 美穂
南アルプス観光振興グループ南アルプス観光振興監 小宮山 嘉隆
富士山観光振興グループ富士山観光振興監 三枝 徹
文化振興・文化財課長 廣瀬 充
スポーツ振興課長 長坂 嘉久
国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会準備室長 酒井 俊治

知事政策補佐官 有泉 清貴 産業政策部長 小林 洋一
知事政策補佐官（産業政策部理事兼職 次長事務取扱） 金子 哲也
産業政策部次長 清水 康邦 産業政策課長 小池 一尚
スタートアップ・経営支援課長 宮崎 勝子 成長産業推進課長 河野 明
産業振興課長 山本 聡一郎 産業人材課長 大森 恵子

公営企業管理者 齊藤 武彦 企業局長 宮崎 和也
企業局次長 柏原 隆仁 企業局技監 槌屋 浩之
企業局総務課長 古屋 幸一 電気課長 土橋 一満
新エネルギーシステム推進課長 渡邊 憲明

農政部長 樋田 洋樹 農政部理事 茂手木 知
農政部次長 鈴木 豪 農政部技監 浅川 一輝
農政部技監 手塚 順一郎 農政部参事 武井 森彦
農政総務課長 井筒 慎太郎 担い手・農地対策課長 高瀬 建
販売・輸出支援課長 高橋 幸生 農業技術課長 佐々木 斉
果樹園芸振興課長 對木 啓介 畜産課長 土橋 宏司
食糧水産課長 藤川 裕 農村振興課長 高橋 一春
耕地課長 丸山 誠

議題

(付託案件)

- 第 7 5 号 令和8年度山梨県一般会計補正予算（第2号）第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの
- 第 7 8 号 令和8年度山梨県営電気事業会計補正予算（第1号）
- 第 7 9 号 令和8年度山梨県営温泉事業会計補正予算（第1号）

審査の結果 付託案件について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

会議の概要 まず、委員会の審査順序について、観光文化・スポーツ部関係、産業政策部関係、企業局関係、農政部関係の順に行うこととし、午前10時00分から午前11時08分まで観光文化・スポーツ部関係、休憩を挟み、午前11時24分から午後12時11分まで、途中休憩を挟み、午後1時12分から午後1時49分まで産業政策部関係、休憩を挟み、午後2時01分から午後2時29分まで企業局関係、休憩を挟み、午後2時41分から午後4時00分まで農政部関係の審査を行った。

主な質疑等 観光文化・スポーツ部関係

※第75号 令和8年度山梨県一般会計補正予算（第2号）第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(小瀬スポーツ公園陸上競技場等改修事業費について)

渡辺（淳）委員 課別説明書、観3ページ、第8款土木費、第4項都市計画費のうち事業の概要の1つ目である都市公園管理費1,804万2,000円のうち、マル臨、小瀬スポーツ公園

陸上競技場等改修事業費について、何点かお伺いいたします。

ただいまの御説明を受けて、また課別説明書を見させていただくと、事業概要は実施設計等となっており、日本陸上競技連盟の公認の更新に対応するためとの説明を受けましたが、この事業費を計上するに至った背景及び経緯等をもう少し具体的に御説明をお願いします。

長坂スポーツ振興課長 小瀬スポーツ公園には、本県唯一の第1種公認陸上競技場として陸上競技場が、その付帯施設である第3種公認陸上競技場といたしまして、補助競技場が整備されております。これらの公認陸上競技場は、5年ごとに日本陸上競技連盟の公認更新が必要であり、現在の公認期限は、両施設とも令和11年4月1日となっております。

両施設は、今後も本県において、全国大会等を開催していくために必要な施設でございます。そのため、両施設の公認更新に向けた改修内容の整備設計を実施するため、実施設計等に要する予算を計上したところでございます。

渡辺（淳）委員 御説明があったとおり、小瀬スポーツ公園は本県唯一の日本陸上競技連盟公認の第1種陸上競技場ですので、しっかりと整備をしていただきたいと考えております。

そこで次に、実施設計を行っていくわけですが、日本陸連との話等を踏まえて、改修箇所の具体的な工事内容及び今後のスケジュールについてお伺いします。

長坂スポーツ振興課長 具体的な改修内容といたしましては、陸上競技場では、アスファルトの全面改修、全天候型舗装の敷設等を行います。補助競技場では、芝生内の半円部分の全天候型舗装の敷設、芝生の全面切り下げ等を行う予定としております。

スケジュールといたしましては、令和8年8月から12月に設計業務を、令和9年から10年にかけて改修工事、その後、令和11年3月までに日本陸上競技連盟の公認審査を受ける予定としていただいております。

渡辺（淳）委員 今回は、5年に一度の第1種公認の更新に伴う定例的な改修であるとの説明でありましたが、ただいま具体的な工事内容を伺いますと、陸上競技場のアスファルトの全面改修というかなり大がかりな工事になることが予測されます。一方で、6年後に迫る国民スポーツ大会は、当然ながら本県で開催されるわけでありまして、陸上競技についてはこの競技場が中心的な会場になるものと思います。

そうしたことを考えると、公認更新期限が令和11年4月1日までですので、今回の更新や改修は、国民スポーツ大会のことも考慮して、改修を検討すべきではないかと考えますが、今回の改修と国民スポーツ大会との関係についてお伺いいたします。

長坂スポーツ振興課長 本施設につきましては、令和14年度に予定されている国民スポーツ大会の会場として使用されることが見込まれているところでございます。競技運営に必要な施設改修につきましては、今後、実施されます中央競技団体の視察結果などを踏まえまして、検討してまいりたいと思います。

渡辺（淳）委員 今後、指摘される点なども踏まえて実施設計を行うとのことですが、今回、大々的に改修を行うわけですので、予算の効率的な運用という観点からも、指摘を踏まえながら、機動的かつ柔軟に設計の見直しなどに対応していただきたいと考えています。

そこで、アスファルトの全面改修という点について、深掘りをさせていただきます。手元に日本陸上競技連盟の第1種公認陸上競技場の基本仕様書がありますが、それによると、陸上競技場のトラックは8レーンまたは9レーンと規定されています。現在、小瀬スポーツ公園陸上競技場は8レーンとなっておりますが、私の承知する限り、他県では今後の世界仕様や世界規模の大会を開催することを見据え、9レーンの陸上競技場が増えてきています。また、山梨県陸上競技協会からも、9レーン化について強く要望されていることも承知しているところであります。

そこで、今回の改修や今後の改修等も踏まえながら、小瀬スポーツ公園陸上競技場の9レーン化について、最後に御所見をお伺いいたします。

長坂スポーツ振興課長 9レーン化につきましては、委員御指摘のとおり、第1種公認陸上競技場の必須要件とはなっておりません。しかしながら、今回の設計業務の中で事業費の積算などを行った上で、他県の状況や競技団体の御意見等も踏まえながら検討してまいりたいと思います。

（大規模スポーツイベント開催支援事業費補助金について）

臼井副委員長 大規模スポーツイベント開催支援事業費補助金についてお伺いします。
まず、この制度について、もう少し詳しく教えていただけたらと思います。

長坂スポーツ振興課長 本補助金は、スポーツイベントの開催により、交流人口の拡大や観光消費の増加を通じて、地域の活性化を推進していくことを目的としているところでございます。地域経済への波及効果や県内外の情報発信効果が高い大規模スポーツイベントの開催に対して、開催経費の一部を助成するものでございます。

具体的な支援対象につきましては、イベント期間中に1,000人以上の参加者や観戦者が見込まれること、県外からの参加者及び観戦者が全体の5割以上見込まれること、テレビ放送により、本県の豊かな自然や観光資源の魅力が全国に発信されるものであることなどの要件を設けています。加えて、企業から大規模開催経費に対する寄附の意向があることを要件としています。

また、財源には企業版ふるさと納税を活用することとしており、いただいた寄附金を上限として、イベント主催者に対して助成するものでございます。

臼井副委員長 予算額が2.5億円ということですが、この金額を計上した根拠について教えてください。

長坂スポーツ振興課長 先ほど申し上げましたとおり、企業から大規模開催に対する寄附の意向がある

中で、ある企業から寄附金の最大見込額が示されましたので、その金額を予算計上したところでございます。

臼井副委員長 具体的に想定しているイベントはあるのでしょうか。

長坂スポーツ振興課長 予算編成時には、フジサンケイクラシックというゴルフイベントを想定しておりました。当該イベントにつきましては、壮大な富士山の麓を舞台に延べ4日にわたり開催され、県内外から5,000人を超える観戦者が訪れるゴルフイベントでございます。また、テレビ放送により、富士山をはじめとする本県の豊かな自然の魅力を全国に発信している、本県を代表するイベントでございます。

県といたしましては、大会開催に向け関係者と調整を行ってまいりましたが、フジサンケイクラシックにつきましては、残念ながら開催が見送られることになってしまった状況でございます。

臼井副委員長 フジサンケイクラシックの開催が見送られたことは残念ですが、今後の対応についてお伺いします。

長坂スポーツ振興課長 先ほど申し上げました補助要件に合致するイベントがあれば、今後、補助を検討していきたいと考えております。

臼井副委員長 今回の大規模スポーツイベント開催支援事業補助金と同様の補助金かどうかは分かりませんが、何年か前からスポーツイベント等開催支援補助金というものがあったと思います。この補助金は、やまなしスポーツエンジンが実施している事業だと承知しています。もともとあったスポーツイベント等開催支援補助金と今回の大規模スポーツイベント開催支援事業補助金について、制度の違いや狙いも含めて教えていただけたらと思います。

長坂スポーツ振興課長 大規模スポーツイベントにつきましては、先ほども説明させていただきましたとおり、スポーツイベントの開催により、交流人口の拡大や観光消費の増加を通じて地域の活性化を推進していくことを目的としておりまして、地域経済への波及効果や県内外への情報発信効果が高い大規模なスポーツイベントの開催に対して補助を行うものでございます。

一方、スポーツエンジンが実施するスポーツイベント等開催支援補助金につきましては、新規性や集客性など、地域の活性化に資するイベントというものを対象としているところでございます。

臼井副委員長 大規模ということだけでなく、新規性なども含めて、従来のスポーツイベント等開催支援補助金には狙いがあるということは理解しました。

そこで、今回の大規模スポーツイベント開催支援補助金は、こういった事業であれば

活用できる、という具体的な考えや想定されるイベントはあるのでしょうか。既に何か、大規模スポーツイベント開催支援補助金の対象に当たると思われるイベントはあるのでしょうか。

長坂スポーツ振興課長 今回の補助金の要件としては、テレビ放送が行われることが一つの要件となっています。現在、テレビ放送が予定されているイベントは特にないと承知していますが、規模の大きいイベントとしては、例えば今後開催されるMt. 富士トライアスロンや富士山マラソンなどが挙げられます。こういったイベントについて、テレビ放送等が行われれば、本補助金の対象になり得ると思っております。

臼井副委員長 ただいま挙げていただいたイベントは、どちらかというと富士山麓地域で開催されるものだと思います。もちろん、それはそれですばらしいことだと思いますし、そういった地域のイベントを支援できればと思います。大きなイベントは、富士北麓地域で行われていることは承知していますが、例えば国中地域のほうでも、様々なスポーツイベントは御承知のように開催されております。そういったイベントにも適用できるような条件の設定や、事業運用としたほうがいいように思いますが、その点はいかがでしょう。

長坂スポーツ振興課長 今回の補助金につきましては、特段地域を限定しているものではございません。また、補助要件を緩和することは困難ではございますが、補助要件に合致するようなイベントがあれば、補助を検討していきたいと考えております。

臼井副委員長 今おっしゃったのは、補助要件を緩和することはできないが、要件に合致するイベントがあれば支援できるということでしょうか。

長坂スポーツ振興課長 説明が不足しておりまして、申し訳ありません。今回の補助金につきましては、特段地域を限定しているイベントはございませんので、国中地域におきまして補助要件に合致するようなイベントがあれば、補助を検討していきたいと考えております。

臼井副委員長 補助できるという理解でよいのでしょうか。私がしっかりと理解ができていないのですが、恐らく先ほど課長がおっしゃったのは、現時点で想定しているイベントとしては、富士山麓地域で行われるトライアスロンなどがあり、国中地域ではそういったイベントがないのではないかとということだと思います。ただ、現時点で想定されるイベントがなくても、今後、何らかのイベントが開催されることとなった場合に、この補助金の要件に合致すれば支援することができるということをおっしゃっているのでしょうか。

長坂スポーツ振興課長 言葉足らずで申し訳ありません。補助要件を緩和することは難しいのですが、補助要件に合致するようなイベントがあれば、場所を問わず補助を検討していきたいと考えております。

臼井副委員長 理解いたしました。

私が申し上げたいのは、スポーツというものは開催場所を問わないものであり、競技を行う方々にとっては、大規模かどうかということも、それほど重要ではないという面があると思います。スポーツの力は非常に大きく、富士北麓地域はもちろん、八ヶ岳南麓でもいろいろなスポーツイベントが開催されていると承知しております。

今回はフジサンケイクラシックの関係もあり、補助要件の緩和ができないなど、いろいろな事情があるのかもしれませんが、もっと全体的な視点で考えてもよいのではないかと思います。例えば、中規模や小規模のイベントについても、スポーツエンジンが実施しているスポーツイベント等開催支援補助金の要件を逆に拡充するなどの考え方もあると思います。

また、新規性とおっしゃいましたが、新規性だけでなく継続性についても考えていく必要があると思っています。スポーツイベントは、単発的に終わるものではなく、継続的に開催されることで地域に根差して広がっていき、その結果として規模が大きくなっていくこともあると思っています。そうした意味で、大規模スポーツイベントの補助金と従来からあるスポーツエンジンの補助金の役割やバランスについて、もう少し考えていったほうがよいのではないかと思います。

結局、イベントが大きいか新規かの話でしかないように感じるので、その辺りについてどのようにお考えになっているのか教えてください。

長坂スポーツ振興課長 委員御指摘のとおり、スポーツには大きな力があると思っています。このため、県といたしましても、多種多様なスポーツイベントに対し、どのような支援が可能かを検討していきたいと思っています。

臼井副委員長 ぜひ、スポーツの振興に引き続き力を入れていただきたいです。これから国民スポーツ大会もありますし、今日も夜中にサッカーワールドカップが行われていましたが、やはりあのような大会を見ると、やってみようと思う人も多くいると思います。私自身も昔サッカーをやっていましたが、今日のワールドカップを見て、少しボールを触ってみました。それだけですが、そのような気持ちになる人は多くいると思いますので、ぜひ予算面の課題はあるとは思いますが、大規模スポーツイベントやスポーツエンジンが実施している従来のスポーツイベント等開催支援補助金について、今後もう少し幅広いイベントに活用できるよう、また、利用しやすい制度となるように、ブラッシュアップしていただくことをお願いして、終わりたいと思います。

浅川委員 ただいまの臼井委員の関連質問をさせていただきます。

先ほどから、富士山関連の話が多く出ていますが、私の地元の八ヶ岳でもスポーツイベントを幾つか開催しております。こうしたイベントについて何か御支援をしていただいたことはありますか。

長坂スポーツ振興課長 まず、大規模スポーツイベント開催支援事業費補助金につきましては、要件に

合致するようなイベントがあれば、補助を検討していきたいと考えています。また、スポーツイベント等開催支援補助金につきましては、今年度の募集は既に終了してしまったのですが、来年度以降、必要な予算が確保され、事業を実施することとなれば、そちらにも御応募いただければと思います。

浅川委員

御承知のとおり、6月7日には富士山の麓で、富士ヒルクライムというサイクルイベントが開催されております。これは定員9,000名のイベントであり、募集開始から約40分で定員に達してしまいます。知事も来ていただき、応援していただいております、富士山周辺は大変盛り上がっています。

一方で、私は自転車のイベントを22回開催しております。グランfond八ヶ岳として始め、ピナレロというスポンサーの協力も得て実施してきました。昨年、八ヶ岳ロングライドに名称を変え、富士山のほうから八ヶ岳に関連性を持たせ、このイベントに参加すれば、富士山五合目のヒルクライムにも出られるということになりましたが、このイベントに対する御支援は全然していただいております。また、公認コース化にも大変苦労し、5年かかりました。去年から公認コースによるハーフマラソンを開催しております、700人近い方々が参加しております。こうしたイベントについて、小泉部長にはいつも参加はしていただいておりますが、金銭的な支援は全然していただいております。

先ほど、臼井委員が言いたかったのは昇仙峡についてだと思います。ぜひ、富士山のほうだけではなく、南アルプス、昇仙峡、八ヶ岳のほうにも気を配っていただきたいと思っております。この間地震もあって大変だっただろうと思いますが、この点を要望として申し上げます。

長坂スポーツ振興課長 浅川委員の御指摘のとおり、県内でもかなりいろいろなところでスポーツイベントというのをやっておりますところでございます。県といたしましても、多種多様なスポーツイベントに対して、どのような支援が可能なのか検討してまいりたいと思います。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(果樹観光の振興について)

藤本委員

2点お伺いいたします。

まず、本県の果樹観光の振興について、御承知のとおり、本県は、スモモ、桃、ブド

ウの生産量日本一を誇る果樹王国です。また、サクランボについても全国有数の産地として、私の地元、南アルプス市の八田、白根地区ではナイターのサクランボ狩りが行われるなど、全国に誇れる観光資源として、多くの観光客をこれまで呼び込んできました。しかし、近年は温暖化の影響により、結実不良や収量の減少が続き、サクランボ狩りを縮小あるいは中止する農園も出始めています。

私は、この問題は農業だけの問題ではなく、観光行政にも関わる問題だと考えています。観光客は、パンフレットを見るためにサクランボの山梨へ来るのではないと思います。本物のサクランボの果実を味わい、サクランボ農園でしか体験できない物語を求めて訪れていると考えます。観光資源そのものが失われれば、どれほど誘客キャンペーンを展開しても、観光は成り立ちません。

そこで、まず、県は、高温によるサクランボなど果樹への影響が、本県観光にどの程度影響を及ぼすと認識されているのか、お伺いします。また、サクランボ狩りの営業期間、受入人数の減少などについて実態をどのように把握されているのか、お伺いいたします。

坂本観光振興グループ観光振興監 近年の気温上昇の影響により、サクランボは、開花期や受粉期の気象条件が不安定となり、結実不良や品質低下が発生していること、また、このため、サクランボからブドウ等への作物転換や離農が進んでいる状況が見られるということを認識しております。

また、サクランボ狩りの営業期間については、午前中のみ、あるいは、土日のみ営業している農園があるということを承知しております。

受入人数につきましては、観光農園に特化した統計データが存在しないため把握できておりませんが、農林水産省の果樹に関する統計によりますと、令和7年のサクランボの収穫量は、5年前の令和2年と比較して、およそ半分に減少しております。このことから、サクランボ狩りにおける受入人数についても、同様に減少しているものと推測されます。

藤本委員

現在、そのような実態がある中で、農政部の課題であるとの指摘もあるとは思いますが、観光文化・スポーツ部では、インバウンドや高付加価値観光を推進されていると承知しています。しかし、その根幹を支えるのは、本県ならではのそれぞれの地域にある地域資源であると考えます。

そこで、果樹観光を県として重点的に守るべき観光コンテンツと認識されているのか、また、果樹観光の振興策としてどのような取組を行っているのか、お伺いします。

坂本観光振興グループ観光振興監 果樹は、本県にとって極めて重要な観光資源であり、守るべき観光コンテンツであると認識しております。このため、果物狩りについての情報は、富士の国やまなし観光ネットにおいて、重点的に発信しているところでございます。

サクランボ狩りににつきましては、5月下旬から6月下旬までをキャンペーン期間として設定し、重点的に情報発信を行ったところでございます。

藤本委員 県としても、キャンペーン等で発信していただいているということは分かりましたが、観光文化・スポーツ部は、観光客を呼び込む部局というだけではなく、観光資源をとにかく守っていく、守る部局でもあると私は考えます。果樹産地が衰退してから支援するのでは遅いと思います。

そこで、観光文化・スポーツ部として、具体的にどのような役割を果たしていく考えなのか、伺います。

坂本観光振興グループ観光振興監 観光文化・スポーツ部としましては、桃、ブドウ、サクランボなどの果実は、フルーツ王国山梨を推進する上で重要な観光資源であり、観光消費額の拡大や地域経済の活性化に大きな役割を果たすものと認識しております。このため、県産果実の価値向上と需要創出を図るため、やまなしスイーツコンテストの開催など、県産果実を活用したスイーツの振興に取り組んでいるところでございます。

あわせて、生産者と料理人をつなげるマッチングを推進し、新たな需要喚起につなげているところでございます。

藤本委員 桃、ブドウ、サクランボが本県の観光資源と認識しているということですが、ぜひ、これにスモモも加えていただきたいと切に思います。

また、観光は地域資源があって初めて成り立つと思います。繰り返しになりますが、果樹王国山梨を掲げる以上、観光を守ることは、農政部だけの役割ではなく観光行政の責務であると思います。観光消費額を増やすことに加えて、観光資源を今後守り育むことを観光政策の柱として位置づけ、引き続き、農政部と力を合わせて果樹観光の振興に取り組まれることを非常に期待しています。

(南アルプス地域における山岳観光のさらなる振興について)

南アルプス地域における山岳観光のさらなる振興について伺います。

私はこれまで、南アルプス地域の観光振興について継続して提案してきました。ネパールとの山岳文化交流、広河原への誘客、ユニバーサルな環境整備などです。

今求められるのは、理念の先にある実行だと思います。地元南アルプスの価値を観光振興や地域経済の活性化へ確実につなげるため、何点か伺います。

まず、南アルプス地域の山岳ブランドについて伺います。

県は世界に通用する山岳ブランドの確立を掲げていますが、南アルプスユネスコエコパークをはじめとする豊かな自然や地域資源を、今後どのようにブランド化し、国内外から何度も訪れたい山岳観光地として誘客につなげていくのか、伺います。

小宮山南アルプス観光振興グループ南アルプス観光振興監 海外の先行事例であるパタゴニアやドロミテにおいて、実際にツアーの企画、運営等に携わってきたキーパーソンとの意見交換を行うとともに、その知見を生かし、南アルプス観光推進協議会において講演をいただくなど、具体的な知見の蓄積を進めているところでございます。

こうした取組を着実に進めることにより、南アルプス地域が有する多層的な魅力を面的に高めるとともに、高付加価値、目的地型の地域づくりを一層磨き上げ、本県の新たな観光モデルとして国内外に発信してまいりたいと考えております。

藤本委員

引き続き、力を入れていただきたいと思います。

全国には様々な山岳観光地があり、それぞれ取組が行われている中、南アルプスならではの独自性をどのように打ち出していくかが重要だと考えます。

そこで、継続的な観光コンテンツとして、どのように県は成立させていくのか、お伺いいたします。

小宮山南アルプス観光振興グループ南アルプス観光振興監 南アルプスならではの独自性につきましては、雄大な自然に加え、山とともに営まれてきた暮らしや信仰といった文化を具体的な体験として提供していく点にあると考えております。

例えば、山岳信仰の歴史や修験の文化を学びながらのトレッキング、登山道の整備への関わり、さらには、山岳地域の暮らしや食文化を体験できる滞在プログラムなど、地域固有のストーリーを体感できるツアーの可能性について検討してまいりたいと思っております。

また、こうした取組に当たりましては、知見を有する専門家等の意見も取り入れながら、具体化に向けた検討を進めてまいります。これらの検討を通じて、南アルプスを自然、文化、暮らしが一体となった唯一性のある山岳地域として打ち出し、他の山岳観光地にはない魅力のブランド化につなげてまいります。

藤本委員

ぜひ、自然文化、暮らしが一体となった南アルプスならではの独自性を発揮していただきたいと思います。

最後に、南アルプスを目的地として選ばれる山岳観光地にしていくことが大変重要だと考えますが、県は、南アルプス山岳観光を、どのような目的地として選ばれる滞在型観光にしていく構想なのか、お伺いします。

小宮山南アルプス観光振興グループ南アルプス観光振興監 南アルプス山岳観光につきましては、登山中心の観光にとどまらず、地域に滞在しながら自然や文化との関わりを深める高付加価値化型の観光として構想しております。その具体化に向け、海外の先行事例であるパタゴニアやドロミテで実践を有するキーパーソンとの意見交換や協議会での講演を通じ、知見の蓄積を進めているところでございます。

藤本委員

南アルプスは、富士山と並び、山梨県が世界に誇れる最大級の地域資源だと思います。持続可能な地域の成長エンジンへと高めていく、具体的な実行計画と成果に結びつける取組について、引き続き県が主体となり、スピード感を持って取り組まれることを期待します。

(山岳登山におけるペットの持込みについて)

古屋委員

山岳登山におけるペットの持込みについて、お伺いしたいと思います。

先月5月に、私の地元である山梨市の西沢溪谷において、登山者が連れていたペットが、川から滝つぼに落ち、それを助けようとした登山者の方も滝つぼへ落ちて亡くなるという、極めて痛ましい事故がございました。

そこで、法律的にはペットを連れての登山は許可されていると承知していますが、山梨県においても、ガイドラインあるいは指針のようなものがあつたと記憶しています。その点について、どのような状況になっているのか、まずはお伺いしたいと思います。

坂本観光振興グループ観光振興監 山梨県登山の安全の確保に関する条例に基づき、指針が定められております。この指針は、県内の山岳において、安全で快適に登山を楽しんでいただくため、登山者の皆様に遵守していただくルールと基本的なマナーをまとめたものでございます。

ペットに関する登山につきましては、この指針の中で、西沢溪谷を含め自然公園内にペットの持込みはしないことと示されております。

古屋委員

先日、山梨市の6月議会をCATVで見ていたところ、この問題が取り上げられていましたので、私としても看過できない問題だと思っております。

そこで、一つは、このようなガイドラインは自治体においてもつくられているのか、もう一つは、このガイドラインに基づき、自治体や観光協会、登山関係団体等に対して、県がどのような対応を行っているのか、お伺いしたいと思います。

坂本観光振興グループ観光振興監 自治体においてガイドラインがつくられているかどうかについては、詳細を県として把握できていないところでございます。周知につきましては、これまでも県の山岳情報ポータルにおいて、指針に関する情報発信を行ってまいりました。ペットの持込みにつきましては、今回の事故を受け、特に西沢溪谷のゲート付近の複数箇所に、速やかにペットの持込み自粛を呼びかける掲示を行い、地元関係者を含めた周知に努めたところでございます。

あわせて、富士の国やまなし観光ネットにおける西沢溪谷の紹介ページや、夏山シーズンに向けた登山情報のページにおいても、新たに周知を行ったところであります。

今後は、連携協定を締結した登山アプリYAMAP内での広告や登山情報サイトにおける広告、また、山梨の登山を検索した際の検索連動型広告などを活用して、指針の周知を徹底して、安全登山の推進を進めてまいりたいと思っております。

古屋委員

この指針あるいはガイドラインについてですが、県内では、現在どのような場所が対象になっているのか、お聞きしたいと思います。

坂本観光振興グループ観光振興監 ペットの持込み自粛をお願いしているエリアでございますが、西沢溪谷を含む秩父多摩甲斐国立公園のほか、2つの国立公園、1つの国定公園及び2つの

県立自然公園であり、県内の主要な山岳のほとんどが該当することとなります。

古屋委員

いずれにしても、山梨県は山に囲まれた県であり、国立公園や国定公園を含め、県内の全エリアが対象になるものと理解していますので、ぜひ、自治体との連携も図っていただきたいと思います。

先ほど、自治体におけるガイドラインの状況については把握していないとのことでしたが、私はまだガイドラインが整備されていない自治体もあるのではないかと考えております。例えば、西沢渓谷を例に挙げると、上りの登山道は県が管理し、下りの登山道は山梨市が管理しており、複雑な状況になっております。県や自治体、観光関係の皆様には大変御尽力いただいていると思いますが、そうした中で、一体となってルールやマナーの徹底を図っていくことが大事だと思いますので、要望として申し上げておきたいと思います。

もう一点、明日からいよいよ富士山も本格的な登山シーズンを迎えますが、富士山におけるペットの持込みについては、現時点で県はどのような扱いをしているのか、詳しくお聞きしたいと思います。

三枝富士山観光振興グループ富士山観光振興監 富士山へのペットの持込みにつきましては、先ほどの説明と同様、法律上は禁止されておりましたが、富士登山オフィシャルサイトというワンストップのサイトで、ペットの持ち込みは、なるべく御遠慮いただくよう周知しているところでございます。

古屋委員

現在はペットを飼っている方、特に犬を飼っている方が多く、家族同様に大切にされている方も多いと思います。外出する際はペットを連れて行き、ドッグランなどいろいろなところで散歩させているところも目にします。私も見かけたことがあるのですが、登山する方はしっかりと鎖やひもをつけていますが、最近は自由に伸びるひもあり、場合によっては危ないと感じることもあり、今後このような傾向はさらに増えていくのではないかと思います。山岳を抱えている山梨県として、引き続きルールやマナーの徹底に御尽力をいただきたいと思います。最後に見解をお伺いしたいと思います。

三枝富士山観光振興グループ富士山観光振興監 委員が言われたとおり、ペットの持込みにつきましては、いろいろな問題が生じる可能性がありますので、県としても、マナーをしっかり守っていただくよう啓発に努めてまいりたいと思います。

(甲斐善光寺の修繕について)

飯島(修)委員 富士山でも八ヶ岳でもない質問をします。甲斐善光寺の修繕についてであります。

新聞記事を拝見したのですが、経年劣化していることは容易に想像できます。記事によりますと、ふき替えや壁面の補修等を2033年までに実施する予定であり、修繕調査費用は約33億円を見込んでいるとのことでした。この件について、事実関係と現状はどうなっているか、まずお伺いしたいと思います。

廣瀬文化振興・文化財課長 善光寺の修繕につきましては、本年度まで、実際にどの程度の修繕が必要となるのか把握するための調査工事を行っているところでございます。

新聞等にありましたのは、おそらく速報といいますか、現在の見込みで出されたと思いますが、本年度中に、実際の工事規模や工事内容を確定し、来年度以降につなげていく予定でございます。

飯島（修）委員 甲斐善光寺については御存じのとおり、武田信玄公が川中島の合戦で長野の善光寺が焼失するのを懸念して、1558年に本尊を移したと言われております。観光客が多く、私の家も近いのでよく通りますが、人気があると感じております。

先ほど申し上げたように、新聞記事では2033年までに修繕を行うとのことでした。一方、ただいまの説明では、調査中であるとのことでした。もちろん、一朝一夕にできるものではないということは理解していますが、2033年はともかく、修繕を行うことを前提に調査しているという理解でよろしいですか。

廣瀬文化振興・文化財課長 そのとおりでございます。修繕をするという前提で、現在、調査を行っております。実際に補助を受けるに当たっては、規模や内容を整理する必要があり、善光寺側の自己負担も発生しますので、その点を見極めるためにも、現在、詳細を詰めるための調査を行っているということでございます。

飯島（修）委員 補助という話がありましたが、先ほど申し上げたように、お寺では修繕調査費として約33億円を見込んでいるとのことであり、新聞記事では、国や県、市の補助を受けながら進めていきたいとお寺の考えが示されておりました。そのように進めるのであれば、国、県、市の補助負担の割合については、現在決まっているのでしょうか。

廣瀬文化振興・文化財課長 補助につきましては、国の補助率は基本的に50%、ただし、財務状況等に応じてかさ上げをしていくこととなりますので、50%でなく、もう少し高い割合での国の補助が受けられるかと思えます。

また、県の補助については、国の補助した残りの半分を県が補助して、さらに、その残りを市町村と善光寺で負担をしていただくという流れになります。

飯島（修）委員 繰り返しになりますが、現在は調査中とのことですが、どのような箇所を修理するのか、例えばふき替えや壁面の補修など、具体的な計画はできているのですか。

廣瀬文化振興・文化財課長 現在は調査中ですが、想定されるものとしては、主に、屋根のふき替えや外部の塗装の塗り替え、それから金具の補修や耐震などがございます。

飯島（修）委員 私が申し上げたかったのは、やはり耐震対策です。能登半島沖地震では多くの神社仏閣が倒れたということもあり、耐震対策も一つのポイントになると思います。また、4、

5年前には本堂で不審火が発生したという事実もあるので、防犯対策も必要ではないかと思います。

さらに、現在は神社仏閣の修繕を手がける宮大工があまりいないことや、物価高騰で資材調達費も大きく変動しているかと思いますが、その辺りについてはどのように対処していくのでしょうか。

廣瀬文化振興・文化財課長 防火等についても、補助対象となるものについては、今後実施する補修工事の中で補助していくということになります。

また、工事をする上での人材の確保については、事業を行う善光寺において確保していただくという形になろうかと思います。

飯島（修）委員 まだ調査中とのことであり、いつから工事に取りかかるかまだ分からないということでもよろしいですね。分かりました。

そうすると、まだ先のこともかもしれませんが、修繕中は拝観ができなくなることもあるかと思います。その辺りについても、人気のあるお寺であるので、考慮いただきたいと思います。

また、新聞記事によりますと、長崎知事も最大限協力していく、善光寺と国、甲府市、県でワンチームになって取組を進めるとおっしゃっていますので、ぜひ、さらに進めていただきたいと要望して終わります。

（C a v e d e ワイン県やまなしについて）

次に、C a v e d e ワイン県やまなしについてお伺いしたいと思います。

令和8年に県内設置に向けて検討を行うとのことであり、事実上、東京から撤退するということだと思いますが、これは令和3年に設置されたという認識でよろしいでしょうか。

望月（大）委員長 すぐに答弁するのは難しいでしょうか。後ほど答弁していただくこととしましょうか。

坂本観光振興グループ観光振興監 令和2年度から、C a v e d e ワイン県やまなしが設置されています。

飯島（修）委員 令和2年なのですね。

望月（大）委員長 質問への答弁は後ほどにしますか。回答に時間がかかるようでしたら、一旦ほかの質問にします。ほかに先にできる質問はありますか。

飯島（修）委員 私が調べたところでは、令和3年以降は、令和3年が3,900万円、4年が3,800万円、5年が3,700万円、6年が3,800万円、7年が4,500万円と、

5年間で計約1億9,900万円と、2億円近い予算が計上されております。私も東京のCave de ワイン県やまなしを何度も訪れており、非常に雰囲気もよく、人気もあるように思っていました。これをやめて県内に設置するメリットもあるとは思いますが、これをクローズするのは、何となく納得いかないといえますか、もったいないようにも思います。そこで、県内設置を検討した経過について教えていただけますか。

坂本観光振興グループ観光振興監 これまで、Cave de ワイン県やまなしを都内の情報発信拠点として設置し、県産品のPRに一定の成果を上げてまいりましたが、コロナ禍以降、観光や消費行動の変化などを踏まえ、その在り方について昨年度見直しの検討を行ってまいりました。検討の過程で行ったアンケートからは、都心から近い地域におけるアンテナショップの来訪率は低下している一方で、本県のワインに対する関心は引き続き高いという結果が得られたところでございます。また、有識者からは、ワイン産地としてのブランド力を高める情報発信拠点が必要であり、その拠点は県内に整備すべきであるとの意見も得られたところでございます。さらに、ワインを取り巻く環境が大きく変化する中で、日本ワインは近年、国際的な評価を受けるなど品質向上も著しいものとなっております。

こうした中、日本ワインの中心である本県は、質、量の両面において、価値の発信や評価の形成、さらには文化としての継承までを見据え、日本ワイン全体の発展を推し進めていく責任を担っております。このため、日本ワインの中核的な拠点として、県内に整備をすることとしたところでございます。

飯島（修）委員 コロナがきっかけになったということや、有識者の検討会議でもそのような意見が出たことは理解しました。

少し視点を変えて伺います。民間と比較しても仕方ないかもしれませんが、例えば、Cave de ワイン県やまなしの収支という観点から見たときに、コロナの影響や有識者からの意見など様々な要因があるかもしれませんが、県として収支の状況は把握しているのでしょうか。

坂本観光振興グループ観光振興監 収支につきましては、把握をしてございます。最後の、令和7年度の年間売上高については、6,537万9,000円であったと承知してございます。

飯島（修）委員 最後をお願いして終わります。

収支について、令和2年から始まったとのことですので、令和2年から7年までの6年間の収支に関する資料を頂きたいです。委員長、お願いしたいと思います。

望月（大）委員長 先ほどの質問に対しての答弁ですが、いかがでしょうか。

坂本観光振興グループ観光振興監 先ほどご質問いただいた、Cave de ワイン県やまなしがいつオープンしたかにつきまして、お答えさせていただきます。令和2年7月でございま

す。

望月（大）委員長 飯島委員から要求のありました資料につきまして、執行部として資料は提出できますでしょうか。

坂本観光振興監 6年間の収支に関する資料につきまして、整理してお出ししたいと思います。

望月（大）委員長 それでは、要求のありました資料につきまして、委員会として執行部に要求してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

望月（大）委員長 では、提出をお願いします。

浅川委員 先般、新聞の記者ノートにも載せていただきましたが、小海線の問題で大変困っております。高原列車というのは、私どもは野辺山までを含めて高原列車と呼んでおりますが、JRの関係で清里から野辺山が分断されました。そのため、私どもは現在、甲斐八ヶ岳という名称を用いながら、野辺山も含めた形で進めているところでございます。このことについて、認識しておいていただきたいです。どうこうしてほしいという問題ではありませんが、ぜひよろしくお願いします。

主な質疑等 産業政策部関係

※付託案件

※第75号 令和8年度山梨県一般会計補正予算（第2号）第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

（中小企業等価格転嫁促進事業費について）

渡辺（淳）委員 課別説明書、産2ページ、マル新、中小企業等価格転嫁促進事業費9,611万8,000円について何点かお伺いさせていただきます。

説明を伺い、また資料を見ますと、本事業は中東情勢の悪化に伴う価格転嫁への対応を目的としたものと考えております。6月定例会の一般質問の前文でも触れさせていただきましたが、イラン紛争に伴って、県内企業は大変な影響を受けているとの声を多数耳にしております。本来であれば、この問題はサプライチェーン全体に関わるものであ

り、国が責任を持って対応策を打ち出していただくことを強く望んでおりますが、県としてもできる限りの対応策を打っていただいて、県内企業の支援に努めていただきたいと思いますと考えております。

そこで、説明資料には、適正な価格転嫁に向けた取組を支援するという記載がございます。中小企業からは、価格転嫁ができなくて困っているという声も多数耳にしておりますが、まず、県として、適正な価格転嫁をどのように考えているか、また、適正な価格転嫁ができなかった場合、企業にどのような影響が生じるのか、お伺いしたいと思います。

小池産業政策課長 適正な価格転嫁とは、原材料費やエネルギー価格、人件費などのコスト上昇分を、合理的な根拠に基づき、取引先との協議を通じて適正に価格へと反映することでございます。コスト上昇が進む中、それらを価格に適切に反映できなければ、利益が圧縮され、賃上げの停滞や人材流出を招くおそれがあり、さらには売上げの減少や事業縮小につながるなど負のスパイラルに陥ってしまいます。

このため、適正な価格転嫁は、企業の持続的な成長だけでなく、地域経済の安定と発展のために非常に重要なものであると認識しております。

渡辺（淳）委員 確かに、企業からは、原材料や人件費の高騰に伴ってコストが増加している一方で、それを価格転嫁につなげることが難しいという声をよく耳にしております。そのような中で、適正な価格転嫁は、企業の成長だけでなく、地域経済全体の底上げにもつながるものであり、その発展に欠かせないものであると理解させていただきました。

その上で、課別説明書の事業内容を見ますと、セミナーの開催、原価計算・分析ツールの開発、価格交渉資料の作成支援などと記載されております。セミナーの開催についてはイメージできますが、原価計算・分析ツールの開発や価格交渉資料の作成支援については、内容が少し分かりづらいところもありますので、具体的にどのような取組を行うかお伺いしたいと思います。

小池産業政策課長 本事業の実施に当たっては、まず日頃から事業者の経営状況や財務内容を熟知している金融機関によるプッシュ型の支援が重要であると考えております。具体的には、事業者の現状分析や財務分析を行うほか、原価計算・分析ツールを活用して原価構造を可視化することを想定しております。その分析結果に基づき、エビデンスに基づいた価格交渉資料の作成まで行い、一連のプロセスについてきめ細かな伴走支援を行いたいと考えております。

これにより、価格転嫁の経験が乏しい経営者であっても、合理的な根拠を持って交渉に臨むことが可能になると考えております。

渡辺（淳）委員 確かに、特に小規模事業者が顧客のみならず元請業者に対して価格交渉を行う際、経営が厳しいとか、世間一般で物価が高騰しているといった抽象的な理由だけでは、なかなか価格転嫁には結びつかないと思います。そのような中で、合理的な根拠に基づく資

料を作成し、理路整然と価格交渉に臨むことが非常に大切であると思います。その意味でも、企業の経営状況や財政内容を熟知している金融機関が伴走支援を行うことは非常によいことだと思います。

また、説明資料を見ますと、豊かさ共創スリーアップ実践認証取得事業者に対して支援を行っていくとのことですが、価格転嫁によって企業収益の向上を図り、賃上げに結びつけていくという県の考えを強力にプッシュしていくものであり、認証取得を促進する観点からも非常によいと思います。

そこで、実際に支援する事業者数は何社ぐらいを想定されておりますか。

小池産業政策課長 支援の目標数は 200 社としております。スリーアップ認証取得事業者 200 社に対し、価格転嫁による収益向上を図っていただくとともに、賃上げにつなげていただきたいと思います。特に、価格転嫁の経験が浅い事業者を重点的な対象とし、1 社あたり 3、4 回程度訪問した上で、価格転嫁に向けた事業者の動機づけ支援から価格交渉資料の作成まで、一気通貫で丁寧な伴走支援を行ってまいります。

渡辺（淳）委員 小規模事業者は、自ら経営を行いながら、営業や財務も担っている場合が多く、大変な状況にある場合が多いので、専門的な知識を持つ方々による伴走支援を受けながら、しっかりと価格交渉に臨んでいただくことは非常に重要であると思いますので、ぜひプッシュ型の伴走支援を心がけて進めていただきたいと思います。

この質問の最後となりますが、県として、本事業を通じて県内企業の経営体質や取引環境にどのような変化をもたらそうと考えているのか、その狙いについて伺いたいと思います。

小池産業政策課長 本県には、小規模事業者が多くございます。そのため、例えば、価格据え置きが当たり前という固定観念を持つ事業者や、価格転嫁の重要性そのものをまだ認識していない事業者、また、その重要性を認識しつつも、合理的な根拠資料を作成する障壁が高く、データに基づく価格交渉に至っていない事業者が多いものと認識しております。本事業は、適正な価格転嫁に向けた動機づけを支援するものと考えております。

これにより、安定的な収益確保に向けて適正な価格転嫁にチャレンジする事業者の裾野拡大を図り、県全体に適正な価格転嫁を文化として根付かせてまいりたいと考えております。

渡辺（淳）委員 今後も様々な経済的影響を及ぼす事象が発生する可能性がありますので、今回の取組を契機に、これだけ物価が上昇している状況であるからこそ、適正な価格転嫁を進め、価格転嫁を適切に行うというマインドを事業者に醸成し、賃金アップにつながる基盤を作っていただきたいと思います。

（やまなしブランド推進事業費について）

次の質問に移らせていただきます。課別説明書、産 4 ページ、やまなしブランド推進

事業費3,576万3,000円のうち、1、G I 山梨・甲州ワイン、産地ブランド確率強化事業費補助金1,000万円について何点かお伺いしたいと思います。

この事業は、昨年の6月補正予算で新たに予算計上されたと承知しております。私自身、昨年ペルーに行く機会がありましたが、ペルーもワインに非常に力を入れていると感じたところであります。世界中で、ワイン競争が激化といえますか、盛んになっていると感じております。本県にとってワインは基幹産業であり、重要な地場産業であることから、その持続的発展を図り、ブランド価値を高めていくことが県にとって非常に重要であると考えております。

また、海外市場においては、単なる販路拡大にとどまらず、産地ブランドとしての地位を確立していくことが、今後の継続的な輸出拡大につながっていくと思うところがあります。

そこで、本事業では県ワイン酒造協同組合に対して補助を行うとのことですが、昨年度から始まった海外プロモーションについて、具体的な取組内容、得られた成果、そして課題についてお伺いしたいと思います。

山本産業振興課長 海外プロモーションについては、これまでの課題を踏まえ、昨年度から情報発信の抜本的な強化、新規市場へのアプローチ、ロンドンプロモーションの再構築の3本柱で、3年間の取組として始めたところでございます。

まず、情報発信の強化につきましては、イギリスの有力ワイン専門誌であるデキャンタの記者を本県に招聘しまして、昨年10月号及び本年2月号に特集記事が掲載されるなど、山梨ワインの魅力を世界に発信することができました。次に、新規市場へのアプローチとしましては、アジア市場への玄関口となるシンガポールにおきまして、デキャンタ主催の試飲イベントに出展いたしました。また、ロンドンにおきましては、デキャンタ本社での試飲会や世界的なワイン教育の専門機関であるWSETにおきまして、本校の講師向けのセミナーを実施したところでございます。

成果としましては、デキャンタ誌に日本のワイナリーとして初めて2度掲載されたことにより、産地山梨の認知向上につながったほか、WSETとの連携関係を構築できたところでございます。一方で課題としましては、シンガポールでの試飲イベントにおいて、世界の名だたるワイナリーの中で、本県のブースが十分な訴求力を発揮することができず、来場者の立ち寄りや商談に結びつかなかった点が挙げられます。

渡辺（淳）委員 改めて情報発信に強力に取り組んでいくとのことであり、昨年度も取組を進めてきたということを理解しました。

今回、課別説明書の事業内容を見ますと、マル新として海外有力紙への記事掲載と記載されています。先ほど、昨年度の取組を伺い、イギリスのデキャンタ誌を活用したということを伺いましたが、今年度のマル新、海外有力紙への記事掲載については、どのようなことを想定されていらっしゃるのですか。

山本産業振興課長 昨年度はデキャンタ誌を活用しまして、特にワインに強い関心を持つ愛好家や趣味

層といったコアなターゲットに対する情報発信を実施したところでございます。今年度は、こうしたコア層に向けての継続的な訴求に加えまして、より幅広い一般消費者層に向けましてアプローチを拡大していくことを検討しているところでございます。

具体的には、高額所得者層やビジネスパーソンを主な読者とするイギリスの一般紙への掲載を想定しております。内容につきましては、和食とのペアリングなど消費シーンを分かりやすく紹介しまして、県産ワインの需要喚起につなげていきたいと考えております。

渡辺（淳）委員 一口にワインといっても、様々な品種や価格帯もあり、需要と供給のマッチングが重要であると思っております。本格的なワイン愛好家や一般的な消費者など、いろいろなターゲット層に訴求できるような情報発信を心がけていただきたいと思う中で、今年度の取組には期待していききたいと思っております。

また、シンガポールは東南アジアにおける経済の中心的な国であり、そこでの取組が東南アジア全体への波及効果につながるものと感じております。また、ワインはヨーロッパにおいて、長い歴史と市場があることから、そうした点も含めて様々な取組を進めていただきたいと思います。

今年度は3年の事業の中での2年目となりますので、1つ目の質問で答弁していただいた成果や課題等を踏まえ、今年度、事業全体としてどのように取り組んでいかれるのか、最後にお伺いします。

山本産業振興課長 今年度は、海外有力紙への記事掲載に加えまして、昨年度の成果と課題を踏まえながら、より実効性の高いプロモーションに取り組んでまいりたいと考えております。具体的には、ロンドンにおきまして、連携関係を構築したWSET本校でセミナーを実施することで、専門家層の理解を一層深めていきたいと考えております。また、シンガポールでは、甲州ワインに関心の高い参加者に絞った試飲会を実施しまして、商談や成約につながる取組を強化していきたいと考えております。

これまでの取組の中で、甲州ワインの輸出本数につきましては、緩やかではありますが増加しており、これらの取組によって着実に前進していると認識しております。来年度が3年目になります。引き続きこうした取組を重ねまして、総合計画に掲げる令和9年度の甲州ワインの輸出本数12万本の達成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

（山梨ワイン未来戦略策定事業費について）

藤本委員 課別説明書、産4ページ、山梨ワイン未来戦略策定事業費2,506万円余についてお聞きます。

本県のワイン、いわゆる山梨ワインは、本県を代表する地域資源であり、生産者やワイナリーの努力によって国内外で高い評価を得ています。また、近年は輸出の拡大、インバウンドの回復など、新たな市場の可能性も広がっています。これまで県は、山梨ワイン産地確立推進計画に基づき、平成28年度から昨年までの10年間、世界に通用す

るワイン産地の確立を目標に掲げ、ブドウの供給体制の確立、新規参入の支援、消費の拡大、海外への販路拡大、ワインツーリズムの推進などに取り組んできました。私たち議員もワイン県議会議員として、県外に行くときに活動を展開してきました。

こうした取組を踏まえ、県は、環境の変化に対応した市場の拡大を図るため、今回、山梨ワイン未来戦略を策定するものと考えています。

まず、今回の未来戦略を議論するにあたり必要なのは、これまで取り組んできた山梨ワイン産地確立推進計画の成果と課題を明確に検証することだと考えます。この10年間で、醸造用ブドウの安定した供給体制はどの程度構築されたのか、新規就農者や新規参入者の確保は進んでいると思いますがどのように推移したのか、また、県産ワインの消費拡大や販売量の確保はどの程度達成されたのか、さらに、甲州ワインの国際的評価や海外販路の拡大、ワインツーリズムによる誘客効果などについて、総合的に伺いたいします。

山本産業振興課長 まず前提として、委員御指摘の山梨ワイン産地確立推進計画は、ワイン業界関係者を中心に、農業団体、有識者、行政等で構成する山梨ワイン産地確立推進会議が策定したものでございます。したがって、県の計画ではありませんが、県としても策定に関与しまして、事務局を担う立場として関係者とともに取り組んできたところでございます。

この計画では、1つ目に、醸造用ブドウの安定供給体制の確立、2つ目に、新規参入者の支援、3つ目に、県産ワインの消費維持拡大、4つ目に、甲州ワインの国際的評価向上と海外販路拡大を成果指標として掲げておりました。

成果指標の達成状況につきましては、現在、組合や団体の調査結果を精査中でございまして、現時点で確定的な数値を御紹介できない項目もございしますが、公表可能なものについて御紹介させていただきます。まず、ワイナリー数については、目標の81以上に対しまして、令和6年実績は85となっており、目標を達成している状況でございます。

続きまして、日本ワインの国内シェアについては、目標を全国1位としていましたが、令和6年実績において全国1位を達成しております。また、甲州ワインの輸出量については、目標12万本に対しまして約6万本となっており、目標の半分程度という状況でございます。

最後に、峡東地域の入込客数については、目標が561万9,000人に対し、令和6年実績は452万人となっており、達成率は約8割という状況となっております。

これらの成果指標につきましては、おおむね目標を達成、あるいは目標に近い水準まで成果が得られているものと認識しております。

一方で、先ほど申し上げたとおり、甲州ワインの輸出数量は目標値の半分程度にとどまっております。海外展開については引き続き課題が残っているものと認識しております。

藤本委員

これまでの取組はおおむね効果が出ており、一部目標に届いていない項目もありますが、全体としては右肩上がりです。少しずつ成果に近づいているものと理解いたしました。

次に、未来戦略の策定の必要性についてお伺いしたいと思います。先ほど、これまでの産地確立推進計画については、県が事務局として関与してきたとの説明がありました。その上で、今回の未来戦略は、その先を見据えた取組であると理解していますが、今回の未来戦略はこれまでの計画の延長線上にあるものなのか、それとも県が独自に策定することで大きな方向転換を図ろうとしているものなのか、お伺いします。

また、これまでの計画では対応しきれなかった課題や、現時点で明らかになっている課題について、今回の未来戦略の中で克服していこうと考えているのか、お伺いいたします。

山本産業振興課長 委員御指摘のとおり、今回予算計上させていただいております山梨ワイン未来戦略は、県が策定する計画であり、先ほど申し上げた産地確立推進計画とは別のものがございます。このため、未来戦略の策定に当たりましては、これまでの取組の成果や課題、特に輸出の伸び悩みや市場環境の変化を踏まえまして、検討を進めていきたいと考えております。これまでは個別の施策を積み上げながら取り組んできたところですが、今後は一歩進んで、将来を見据えた中長期的な方向性を明確化するとともに、山梨ワイン全体を俯瞰した戦略設計へと転換していきたいと考えております。

したがって、単なるこれまでの施策の延長ではなく、山梨ワインのブランド価値や市場ポテンシャルを明確化した上で、一貫した方向性の下、持続的な市場拡大を図るための新たな戦略として検討を進めてまいりたいと考えております。

藤本委員 新たな戦略であるということを理解いたしました。

今回の未来戦略では、国内外におけるブランド価値の向上を大きな柱としているのですが、ブランド価値という言葉は抽象的であり、具体的な成果が見えにくいという面もあると思います。

そこで、県としてブランド価値の向上をどのように捉え、どのような指標によって評価しようとしているのか、また、生産者やワイナリー、県民が実感できる成果として、どのような姿を目指しておられるのか、お伺いいたします。

山本産業振興課長 未来戦略におけるブランド価値とは、品質面での評価に加えまして、国内外における認知度や信頼性、市場での評価などを総合的に示すものであると捉えております。具体的には、国内外の評価やコンクールにおける受賞実績、販売単価や取引価格の向上、さらには輸出量や販路の拡大を指標として整理していきたいと考えております。

また、生産者や県民が実感できる成果としましては、山梨ワインが国内外で選ばれる存在となり、出荷量や販売数量が増加することで、収益性の向上や地域経済の活性化につながっている姿を目指していきたいと考えております。

藤本委員 国内市場の縮小が見込まれる中で、海外市場の開拓はますます重要になると考えます。一方で、世界のワイン市場は競争が激化し、ブランド競争や価格競争も厳しさを増しています。そのような中で、先ほどアジアやヨーロッパも話に出てきましたが、県として

今後どの国や地域を重点市場として位置づけていくのか、お伺いします。

また、生産者やワイナリーの現場の声を踏まえた輸出戦略の検討も行っていたきたいと考えますが、輸出額や販売量などの数値目標を設定する考えがあるのか、お伺いいたします。

山本産業振興課長 重点市場の設定につきましては、専門的な知見を有する外部事業者の活用、あるいはワイナリーなど関係事業者へのヒアリングを通じまして、現場のニーズや市場の特性を踏まえながら、地域別の需要動向などを分析しまして、戦略的に位置づけてまいりたいと思います。

また、輸出額や販売量の数値目標についても、こうした検討過程を踏まえながら、実効性のある形で設定をしていきたいと考えております。

藤本委員 私は、行政において最も重要なのは、計画を策定することだけでなく、その計画を着実に成果につなげていくことであると考えます。

今回の未来戦略についても、何をもって成功とするのかが重要になると思います。数値目標については今後少しずつ組み立てていくとのことでしたが、誰が責任を持って実行し、どのように成果を検証していくのか、現時点での県の御所見をお伺いします。

山本産業振興課長 未来戦略の実行に当たりましては、専門家の知見やワイン関係事業者の意見を取り入れながら、関係者が共有できる明確な目標を設定することが重要であると考えております。数値目標につきましては、これまで申し上げましたとおり、輸出量や販売額、認知度など、成果が具体的に把握できる指標を中心に、実現可能性を踏まえて設定する方向で検討してまいりたいと思います。

また、本戦略は県の戦略であることから、県が主体となり、ワイン業界の関係者と連携しながら効果的な施策を展開し、着実に実行してまいりたいと思います。

さらに、進捗状況につきましては定期的に検証を行い、必要に応じて施策の見直しを図るなど、実効性の高い推進体制を構築しながら、戦略の着実な推進に取り組んでいきたいと考えております。

藤本委員 本県は、これまで世界に通用するワイン産地の確立を掲げて、官民一体で取り組んできました。ぜひ、今回の未来戦略が、次の10年、さらにはその先を見据えた、本県ワインの将来性を照らす道筋となるよう、実効性あるものにしていただきたいと思います。

そして、本県のワインが世界で確固たる評価を得て、生産者や地域経済の発展につながるよう、県には戦略の策定に加えて、その実現に向けて強い責任と覚悟を持って取り組むことを期待しています。

(労使関係安定促進費について)

佐野委員 課別説明書、第5款、第1項、2、労働教育費、労使関係安定促進費において、豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度の現状の課題と今後について、お伺いをします。

長崎知事は、最低賃金について、初の1,000円超えを果たしたものの、その水準に満足できない、物価上昇を背景に全国的な賃上げが加速する中、隣県の最低賃金にいま及ばないと述べられております。しかし、最低賃金の大幅な引上げは、特に財務基盤や人手において余裕が少ない中小企業にとって、経営を圧迫する人件費の急増や利益率の低下を招き、最悪の場合は廃業になり得るという懸念があります。

一方で、賃金を上げなければ、労働者がより条件のよい隣県や大企業に流出してしまい、結果的に深刻な人手不足でビジネスが立ち行かなくなるというもう一つの相対するリスクも存在します。

そこで質問します。山梨県が行っている主な中小企業支援策として、設備投資への補助、原資の確保を目的とした山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金、人材育成のバックアップ、スキル向上を目指すやまなしキャリアアップ・ユニバーシティ、山梨CUUなどがあります。これらを通じて、社員自身のリスキリングやDX講座、経営マネジメント講座などの受講が進められていると承知しております。

現在、賃金アップ環境改善事業費補助金については、補助金を活用する企業200社を目指しているとお聞きしましたが、申請を予定している企業数とともに、社員側におけるCUUの受講者、今後受講しようとしている人数の推移についてもお示ください。

大森産業人材課長 賃金アップ環境改善事業費補助金につきましては、令和8年度において、現在40件の利用実績がございます。また、今後利用しようとしている企業につきましては、相談ベースとなりますが、相談件数は311件となっております。

次に、社員側のCUUの受講状況についてでございますが、受講者が経営者であるか否かにつきましては受講者へのアンケートにおいて任意回答になっております。そのため、把握している範囲で申し上げますと、経営者側を除いた社員の受講者数は、事業開始以降、令和5年が38人、令和6年が93人、令和7年が112人となっております。

佐野委員 CUUについては、しっかりと受講状況などを把握したほうがよいと思っております。こうした取組は、後々大きな成果につながってくるものと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、これまでの自己防衛的な賃上げから投資としての賃上げへ、一步進んだ視点で伺います。企業にとって最低賃金の引上げは、一見すると危険なコスト増加の要因ですが、県の補助金やCUUなどの研修制度をフル活用して、業務を効率化し、浮いた時間や高いスキルで、より稼げる体制をつくることができれば、賃上げは優秀な人材をとどめるための投資へと変えることができるものだと思ひます。その上で、山梨県が推進する豊かさ共創スリーアップのスキルアップ、売上げアップ、賃金アップは、単なる強制的な賃上げではなく、企業の生産性向上と一体となった理想的な好循環を目指すものと考えております。

しかしながら、実際に現場でこれをさらに前進させる上では、幾つかの課題が浮き彫りになっております。そこで、まず1点目として、スキルアップから売上げアップに至るまでのタイムラグについて伺ひます。

C UUなどを通じて社員がD Xやマネジメントを学んでも、それが実際の業務改善や新商品開発に結びつき、企業の売上げ利益増として数字に表れるまでには、数か月から数年のタイムラグを要します。この間について、県として、結果が出るまで企業に継続的な取組を促していくのか、あるいは新たな支援策を推進していくのか、御所見をお伺いします。

小池産業政策課長 県では、例えば今定例会の6月補正において、先ほどの価格転嫁の促進に向けた支援や、県制度融資における賃上げ特例枠の大幅な拡大を実施しております。また、2月補正予算では、生産性向上設備や省エネ・再エネ設備の導入に対する補助制度なども計上しております。こうした施策を活用していただくことで、企業における賃上げ原資の確保につなげていただければと考えております。

佐野委員 必要な施策を打ち出しされていることは理解しました。ただ、これらの施策をどのように活用していくかという観点では、周知も必要であると思います。

次に、経営側の落とし込み不足について伺います。

社員が高度なスキルを身につけて戻ってきても、企業側にその能力を生かすための具体的なプロジェクトや権限が与えられなければ、スキルアップの効果は出にくいと考えられます。単に学ばせるだけではなく、いかに稼ぎに直結させるかという経営戦略を描ける中小企業は、まだ一部に限られている点が課題だと考えております。また、身につけたスキルを自社で生かすことができなければ、従業員は現状より高い賃金の企業へ転職し、さらには現状問題となっている隣接県への流出が加速する可能性が大いにあります。

そこで、企業側が人材育成を経営戦略に結びつけることができるかという課題と、スキルアップした人材の県外流出問題への課題解決に向けて、当局の御所見をお伺いします。

大森産業人材課長 まず、経営戦略に結びつけることができるかという課題につきましては、県では、経営者や管理職を対象としたやまなしキャリアアップ・ユニバーシティ、C UUの講座や、経済団体などによる伴走支援を通じて、人材育成の取組を経営戦略に位置づけられるよう支援しているところでございます。

また、人材の県外流出への対応につきましては、やまなしキャリアアップ・ユニバーシティにおいて、経営者と従業員とのコミュニケーションの促進や、職場の魅力づくりに関する講座を御用意してございます。さらに、従業員の定着に向けて、研修を受けさせたり、社内交流を深めたりすることで人材の定着に努めている企業の事例を学ぶ講座もございます。こうした講座の受講を促してまいりたいと考えております。

何よりも、スリーアップは好循環を目指す取組であります。1周回って効果が出る企業もあれば、効果が出るまでに何周も必要な企業もございます。県としては、そのような違いも踏まえながら、粘り強く支援していくことを考えております。

佐野委員

受講者が年々増えていっているという点も、そうした課題への対策の一つになるものと思いますので、引き続きしっかりと進めていただければと思います。

次に、2 点目として、先ほども申し上げましたが、中小企業における申請手続のハードルの高さについて伺います。

まず、リソース不足による活用断念という課題が考えられます。最大 1, 6 0 0 万円を交付する賃金アップ環境改善事業費補助金など、手厚い支援策が用意されているものの、日々の業務に追われる中小企業にとっては、伴走型支援が受けられるとはいえ、複雑な補助金の申請書類作成や事業計画の立案が非常に高いハードルとなっていると思っています。

また、身近な相談体制の不足も課題であると思います。優れた制度があっても、制度の存在を知らない事業者や、自社のような小さな会社では申請できないのではないかと、最初から諦めてしまう経営者も少なくありません。現場に寄り添い、申請手続そのものを伴走サポートする体制については、まだ十分に行き届いていない面もあると感じています。

そこで、この 2 点につきまして、当局の御所見をお伺いします。

小池産業政策課長 まず、申請手続のハードルが高いという点につきましては、さきの 2 月補正予算において、各種補助金の行政書士による申請代行を支援する事業を計上しております。

また、身近な相談体制としては、各地域の商工会をはじめとする経済団体になるものと思っております。このため、県では経済団体に委託し、専門家を無料で派遣する伴走支援事業を、同じく 2 月補正予算で計上しております。これらの制度を積極的に活用していただき、各種補助金の申請に役立てていただければと考えております。

佐野委員

最後に、3 点目として、近隣都県との構造的な賃金格差による若者流出の懸念について伺います。

持続的な賃上げやスキルアップへのモチベーションを引き出すため、県内でも能力評価型の人事制度へ移行する企業が増えつつあると感じております。しかし、客観的で公平な評価基準をつくることは容易ではなく、基準の策定を誤ると、なぜあの人ばかり評価されるのかといった社員間の不満を生じさせ、従業員のエンゲージメント低下を招く危険性があります。

次に、山梨県の最低賃金は過去最大の 1, 0 5 2 円への引上げを達成しましたが、隣接する東京都や神奈川県などの最低賃金はさらに高水準で推移していることは紛れもない事実であります。この格差もあり、県内企業による防衛的な賃上げには限界が存在します。さらに、中小企業が無理をして賃金を上げたとしても、求職者、特に若者には、やはり東京のほうが賃金が高いと思われ、県内でスキルアップさせた優秀な人材が県外へ流出してしまうという懸念もあり、こうした地域間の構造格差を県内企業だけで埋めることの難しさがあると思います。

そこで質問します。制度の充実に加え、制度を現場へ浸透させるための実務的なサポートをさらに強化していく必要があると考えますが、この点について当局の御所見を

お伺いします。

小林産業政策部長 委員御指摘のとおり、様々な構造的課題や企業ごとに異なる様々な課題があることは十分承知しております。また、支援制度がいかに充実しても、それぞれ異なる事情を抱える経営者に制度が確実に届き、実行されなければ意味がないと考えております。

これまで産業政策部で打ち出してきた各種事業者支援制度につきましても、こうした視点に立って、現場の実情を的確に把握しながら、経済団体や金融機関と連携して取り組んできたところでございます。

今後も、制度が現場において十分な効果を発揮できるよう運用に努め、必要に応じて制度の改善も柔軟に行いながら対応していきたいと考えております。

佐野委員 まさに部長のおっしゃるとおりだと思います。様々な支援メニューを組み合わせながら、相乗効果を生み出していくためには、誰かが旗を振り、交通整理しながら進めていくことが重要であると思っております。

次に、企業が変化を恐れず挑戦できるよう、補助金手続のさらなる簡素化に加え、経営コンサルや社労士などと連携したOJTマップの策定支援、定量的視点の人事評価支援、DX導入に向けた伴走支援などを、どれだけきめ細かく実施できるかが今後の山梨県にとって大きな正念場になると考えています。この点について、当局の御所見をお示してください。

小林産業政策部長 先ほどの答弁と重なる部分もございますが、当部では、最低賃金の底上げやDX支援に取り組んでいる総合県民支援局とも連携をしながら、スリーアップの好循環の推進や生産性向上、人材育成支援を産業政策部が持つあらゆるツールを駆使して、特に中小・小規模事業者の皆様の支援に取り組んでいるところでございます。

実際に、現場で事業者に寄り添って企業の挑戦をサポートされています経済団体や金融機関など関係団体の皆様とも、情報共有や事業連携をこれまで以上に緊密に取りながら、また、県議会からの提言等もしっかり踏まえまして、きめ細やかな施策を今後も展開をしていきたいと考えております。

(豊かさ共創スリーアップ実践企業認証取得促進事業費について)

古屋委員 豊かさ共創スリーアップ実践企業認証取得促進事業について、何点か伺いたいと思います。

スリーアップの関係については、代表質問や一般質問でも、様々な議論がなされました。今月23日には共同宣言が行われたところであります。

知事は所信表明においても、企業の主体的な賃上げの取組が着実に広がっていることを述べておりました。現在、原材料価格の高騰などにより、企業経営が圧迫される中で、企業が生産性を高め、利益を拡大していくためには、スリーアップの取組を県全体に拡大させていくことが非常に重要であると考えております。そこで、認証制度の取得状況や今後のスリーアップ拡大に向けて、幾つか質問をさせていただきたいと思います。

スリーアップの取組は昨年から進められておりますが、認証企業数については、昨年は2,500社程度であったものが、知事の先日の答弁では3,000社、最近では4,000程度に増えているとのことでした。県内3万社のうち、主に従業員5人から100人の事業者を対象に取り組んでいるとのことですが、このように認証企業数が大きく伸びた理由について、まず教えていただきたいと思います。

大森産業人材課長 スリーアップにつきましては、昨年度から産業政策部の所管となっております。スリーアップは企業活動の根幹を成すものでありますので、産業関係の支援団体である商工会などの商工団体や金融機関の協力が不可欠であると考えております。そこで、スリーアップ認証制度そのものだけでなく、スキル、収益、賃金の各種アップに関する支援策についても、県とこれらの団体で協議を重ねてまいりました。その結果、認証につきましては、県に加え、これら団体から企業に働きかけをしていただけることとなり、支援策につきましても、これら支援団体の御意見を聞きながら練り上げてきたところでございます。

商工会などの関係団体には、スリーアップの趣旨をよく御理解いただいております。企業に対しても熱心に周知していただいております。こうした取組が企業の理解につながり、認証企業数増加につながったものと考えております。認証や支援策は、県と関係団体が一体となって協議、実行してきたものでございます。今後もこうした取組を継続していきたいと考えております。

古屋委員 大変な御努力をいただいていることに、まずは敬意を表したいと思っております。そこで、これまでスリーアップに関わる事業にどの程度の予算を計上してきたのか、今回の補正予算分も含めてお伺いしたいと思います。

大森産業人材課長 予算についてですが、まず、スリーアップ認証取得促進事業につきましては、令和7年度が約3,900万円、令和8年度は約8,300万円となっております。

次に、CUUなど人材育成の事業につきましては、令和7年度が約1億3,000万、令和8年度が約1億6,400万となっております。

また、省エネ・再エネ設備補助など生産性向上のための事業につきましては、令和7年度が約23億8,800万円、令和8年度が約53億4,700万円となっております。

これらの合計は、令和7年度が約25億5,600万円、令和8年度が約55億9,200万円となっております。

これらの各種支援事業につきましては、スリーアップの取組を進めるため、商工会や金融機関などの支援機関、庁内で調整の上、取り組んできているものでございます。

古屋委員 正確な計算はしておりませんが、ただいまの説明によると、80億円を超える膨大な予算が投じられていることになり、その意気込みには、財政面から見ても驚きを感じました。一方で、事業については費用対効果も重要であると思います。

そこで、認証企業のうち、令和 7 年度または令和 8 年度に賃上げに取り組んだ企業はどのくらいあるのでしょうか。

大森産業人材課長 現在の認証件数が、6 月 26 日時点で約 4,710 社となっております。このうち、賃金アップを含む取組を行うプレミアム認証企業は、2,616 社となっております。

古屋委員 約半数の認証企業が成果を生み出しているということであり、大変いいことであると思います。ただ、その中身については、恐らく聞いてもお答えできないと思いますから、あえて聞きませんが、定期昇給だけでも賃上げには違いありません。

そこで、この認証制度についてですが、認証要件が 5 項目あり、その中でも一番重視しているのは、経営方針等の共有化、従業員の意見や要望を酌み取る機会の確保であり、いわゆる働く側と経営者側とのコミュニケーションが大変重要だと思っています。

本県企業の多くは、従業員 100 人以下の規模であり、労働組合が組織されている企業は、恐らく現在 30% を切っているのではないかと承知しています。そのような中で、従業員と経営者とのすり合わせをどのように行うかは大変重要だと思っています。

知事も、最低賃金の議論の中でエビデンスに基づく対応の重要性を述べられていますが、企業においても、経営目標や決算状況、利益の状況などを共有しながら、スリーアップによる取組の成果を見える化していくことが重要になってくると思います。

知事は、山梨県の労働分配率は非常に低く、賃上げの余地がある企業も少なくないとの答弁をされています。そうした状況も踏まえ、経営者側と労働者側が情報を共有しながら、どのように取組を進めていくのか、お伺いしたいと思います。

大森産業人材課長 現在、スリーアップ認証の審査に当たりましては、労使の共益関係が構築されているかという観点から確認を行っているところでございます。

具体的には 2 点ありまして、まず、会社の経営方針やビジョン、年度目標などの将来像について、経営者と従業員が共通の理解を持てる機会を設け、双方が十分に理解しているか。もう 1 点が、従業員の意見や要望を聞くための仕組みや場が設けられているかについても確認項目としております。

このような観点から、申請書面を通じて労使の関係性を把握しているところでございます。

古屋委員 労使の関係性については、認証要件に示された事項を満たしていることを確認した上で認証していると理解しました。ただ、労使間の問題でもあることから、今後、県の立場として深く関与することは大変難しいと思います。

一方で、スリーアップには経営側、労働側、行政側のそれぞれが関わっていることから、こうした関係者が三位一体となって取り組んでいくことが必要ではないかと思っています。

会社ごとの事情もあろうと思いますし、5、6 人規模の家内企業もあると思いますので、こうした三位一体の取組を今後どのように進めていくかというお考えがあれば、お

聞きしたいと思います。

大森産業人材課長 労働問題等につきましては、県庁内で総合県民支援局が所管となっているところでございます。当産業政策部においても、スリーアップ認証も含め、日頃から総合県民支援局と連携を取っているところでございます。今後も所管課と連携を取りながら、そういった点について検討してまいりたいと考えております。

古屋委員 これ以上議論する必要はありませんが、最終的にはそこが肝になると思います。スリーアップの循環がしっかり機能するかどうかは、頑張った人が報われるということにもつながるものと考えております。経営状況や利益の状況がしっかりと共有され、その成果が従業員にも配分されていることが見えることが、本来あるべき姿ではないかと考えています。現在の認証企業のうち、どれだけの企業がそこまで到達できるのかは未知数なので、そこまでは申し上げません。しかし、そのような労使が一体となった取組が実現して初めて、スリーアップの効果が発揮されるのではないかと思いますので、引き続きしっかり頑張っていただくことを要望して、終わりたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した

※所管事項

質疑

(峡南高等技術専門校卒業生の県外流出について)

佐野委員 令和 8 年 6 月 5 日に実施されました当委員会の県内調査でも、峡南高等技術専門校卒業生の就職先について、求職者訓練費及び在職者訓練費に係る質問として伺いました。

技術専門校のパンフレットにも記載されているとおり、峡南高等技術専門校卒業生の就職率は 100%であります。特に、卒業生の多くが就職する自動車車体整備分野における県内の求人の現状は、人手不足で人材確保が難しい状況が続く中、卒業生は、喜ばしいことに、優秀な技能者、技術者として評価されており、県内企業にとって引く手あまたの存在であります。

しかしながら、東京都、神奈川県と山梨県との賃金格差は大きく、県内に就職しても 2 年から 3 年程度で、より賃金の高い県外へと転職してしまう場合が多いと聞いております。

そこで質問します。峡南高等技術専門校卒業生の県外流出者の実態について、県としてどの程度把握されているのか、当局の御見解をお伺いします。

大森産業人材課長 峡南高等技術専門校自動車整備科の本年 3 月の卒業生 21 人のうち、県外就職者は

2 名、残りの 19 名は県内の就職となっております。

参考ですが、令和 7 年 3 月の卒業は 20 名で、県外就職者はゼロ、県内就職者は 20 名となっております。また、令和 6 年 3 月の卒業生は 19 名で、県外就職者は 1 名、県内就職者は 18 名となっております。

なお、卒業後の県外流出者の状況につきましては、現在持ち合わせていないところでございます。

佐野委員

今後も、その動向については見ていったほうがよいと思っております。

次に、卒業者の就職先として多い自動車車体整備業業界の全国的な実態について伺います。本年 4 月 23 日に開かれた参議院国土交通委員会において、公明党幹事長の西田実仁参議院議員が車体整備作業の標準作業時間について言及され、石原大物流・自動車局長及び金子国土交通大臣が答弁されました。

その内容を簡略に述べれば、令和 5 年の公正取引委員会の特別調査では、自動車整備業は労務費の転嫁率が最も低い業種の 1 つとされ、とりわけ事故車の修理を行う車体整備業では人材確保が大きな課題となっていると指摘されました。

全国各所で、自動車整備士不足により、自動車の整備を受けられない、いわゆる整備難民が生じている状況であると言われてしています。そのような状況の中、業界では魅力ある処遇をするため、山梨県内でも賃上げや労務費等の転嫁を適切に進める環境づくりが進められています。

また、自動車整備業の平均年収は全産業平均より約 100 万円低いと言われております。損保会社と修理工場の価格交渉を通じて労務費転嫁を進めてはいるものの、工賃が低い状況が浮き彫りとなっており、国土交通省でも令和 7 年度に、標準作業時間指数実態調査を実施していたところです。

このような全国的な状況を踏まえると、賃金を上げなければ労働者がより条件のよい隣県や大企業に流出し、人手不足が深刻化しビジネスが立ち行かなくなることが明白であります。専門校卒業者についても、特殊技術を習得し、スキルが高まったことで、より高い賃金を目指して、隣接県へ流出する可能性があると考えております。

そこで質問します。多額の県費を投じてスキルを上げた優秀な人材の流出は、必ず止めなければならないものだと考えます。特に、早急に賃金が上がらなければ、条件のよい隣県や大企業への流出が加速し、県内の自動車整備難民が生まれかねず、結果として深刻な人手不足によりビジネスそのものが立ち行かなくなる大きなリスクとなります。先ほどの質問でも取り上げましたが、こうした状況を踏まえ、豊かさ共創スリーアップを性急に加速度的速度で進めなければ、近隣都県との構造的な賃金格差による若者流出は防げないものだと考えますが、当局の御所見をお伺いします。

大森産業人材課長 スリーアップにつきましては、その起点として、まず経営者の意識を変えていきたいと考えております。

やまなしキャリアアップ・ユニバーシティでは、経営者と従業員のコミュニケーション促進や、職場の魅力づくりのための講座を実施しております。また、社員の定着に向

けて努力している社長を訪問し、そのノウハウを伺うということも行っております。こうした講座や取組への参加は、経営者に促してまいりたいと思っております。

スリーアップは、好循環を生み出す取組でありますので、その効果が現れるまでの期間は企業によって異なりますが、根気よく様々な支援をしてまいりたいと考えております。

主な質疑等 企業局関係

※第78号 令和8年度山梨県営電気事業会計補正予算（第1号）

質疑

（小口水素サプライチェーン構築事業費について）

浅川委員

地元に関わることでありますので、お伺いします。

課別説明書、企業局3ページ、小口水素サプライチェーン構築事業費についてお伺いします。

先日、知事より、水素は環境施設にとどまらず、成長戦略の中核として位置づけているとの発言がありました。また、水素社会の実現に向けては、県民による多様な分野での利用拡大が不可欠であると考えております。

まず、本事業の概要について伺いたいと思います。

米倉山における小口充填設備の設計を行うと伺いましたが、これまでも米倉山からグリーン水素を出荷していると承知しています。今回、どのような設備の整備を行うのか、お伺いします。

渡邊新エネルギーシステム推進課長 まず、本事業の概要についてですが、本事業はグリーン水素の利用拡大を目指し、ホテルや観光施設、飲食店といった比較的小規模な需要家に水素の利用を広げるため、小口利用モデルの構築に取り組むものであります。

具体的には、米倉山におけるグリーン水素の小口充填設備の設計や、様々な輸送手段の検討を行うこととしております。加えて、米倉山と需要家を結ぶ中継拠点として丘の公園をモデルに、公園内での活用や、公園周辺の清里エリアにおける身近な需要家の利用に向けて調査を行うものであります。

また、どのような設備かとの御質問についてであります。現在、米倉山では製造したグリーン水素をトレーラーやカードルといった大型の容器に充填し、工場などに出荷しております。こうした大型容器は一度に水素を大量に運べる一方、設置に広いスペースを必要とするため、身近な利用には適さないという欠点がございます。そのため、プロパンガスボンベのような持ち運びしやすい小型容器に水素を充填して輸送することにより、小型な店舗でも水素の利用が可能となります。この小型容器への水素の充填を行うための設備が、小口充填設備であります。

現在の米倉山の施設では対応しておりませんので、設計を進め整備に向けて取り組ん

でいくものであります。

浅川委員 中継拠点として、私の地元である丘の公園の名前が挙がりましたので、質問させていただきます。丘の公園では、設立当初から太陽光発電設備が導入されていたと記憶しておりますが、現在は設備も相当古くなっているのではないかと思います。水素の利用については、ゴルフ場での活用を想定しているのか、それともレストランなどがあるエリアでの活用を想定しているのか、お伺いします。

渡邊新エネルギーシステム推進課長 設置場所については、今回実施する調査の中で、どの場所に設置するかについても併せて検討してまいりたいと考えております。

浅川委員 丘の公園については、もともと企業局の電気事業を契機として整備された経緯があり、今日に至っていると承知しております。また、この件については、これまでも三者協議会を行ってきたと思いますが、今後どのように取り組んでいくのかお伺いします。

渡邊新エネルギーシステム推進課長 協議会につきましては、しっかりと情報共有を図りながら進めてまいります。

また、丘の公園で取り組む理由であります。小型容器による水素利用では、一度に運搬できる量が少ないので、頻繁に充填する必要があります。そのため、充填を米倉山の水素製造拠点のみで行えないことは非常に不便であり、小型容器への詰め替えが可能な身近な中継拠点が必要となります。

中継拠点については、詰め替えのための作業者の配置や適正な設備規模など様々な課題が想定されるため、まずは企業局が所管しております丘の公園をモデルとして進めてまいります。この点につきましては、三者協議会や関係部局とも連携しながら、整理してまいりたいと考えております。

また、清里周辺は県内有数の観光地であり、県の所管するまきばレストランに加えまして、多くの上質なレストランやホテル、観光施設が所在しております。水素調理など、付加価値の高い商品への利用が期待できるものと考えております。

さらに、将来的には、サントリー白州工場の隣にあります「グリーン水素パーク-白州-」からの水素供給も可能であることから、モデルとして最適であると判断しております。

浅川委員 まとめになりますが、知事が推進しているP2Gシステムについては、白州で10月に世界サミットの開催を予定されているとお伺いしておりますし、私自身も白州の工場の視察をさせていただき、地元・峡北地域でこうした取組が進められることを大変うれしく思っております。一方で、課長からお話が合った清里地区は大変厳しい状況も続いておりますので、地域振興という観点も含めて展開をしていただきたいと思います。

また、所管は異なりますが、観光部によると、峡北地区で最も入込客数が多い施設は丘の公園であるとのことですので、そうした点も踏まえながら、今後事業を進めていただきたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第79号 令和8年度山梨県営温泉事業会計補正予算（第1号）

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

（水素製造供給事業について）

飯島（修）委員 本年3月に、やまなしハイドロジェンカンパニーなどが実施する水素製造供給事業が、化石燃料との価格差を補助する国の支援制度の認定を受けました。ようやく認定されたということで喜ばしく思っております。この認定により、最長15年間、既存燃料との価格差について国による補填が行われ、安く水素の供給、利用が可能になるという認識ですが、そのような理解でよろしいでしょうか。

渡邊新エネルギーシステム推進課長 委員御指摘のとおり、国の価格差支援を受けることにより、水素供給に係るコストは下げられるということになります。

飯島（修）委員 重ねてになりますが、認定されたことは喜ばしいことであると思います。

そこで、この認定に伴う補助金の対応や内容について、具体的にはどのような内容となっているのかお伺いしたいと思います。

渡邊新エネルギーシステム推進課長 価格差支援の概要につきましては、今回認定されたプロジェクトは2件であり、白州と福島県でのプロジェクトが対象となっております。

白州のプロジェクトにつきましては、YHCとサントリーホールディングスが設立する特別目的会社、SPCが、サントリー天然水南アルプス白州工場の隣接地において水素を製造し、主にサントリーに供給する計画となっております。

補助金額につきましては、国において公表されていないため、御回答はいたしかねます。

なお、助成期間中の低炭素水素の供給量は年間約1,600トンであり、事業実施期間は2028年4月から2055年3月までを予定しております。

また、福島県プロジェクトにつきましては、YHCとヒメジ理化がSPCを設立し、水素を供給するものであります。製造した水素はヒメジ理化の工場で活用されるほか、周辺企業等にも供給する事業となっております。

こちらの助成期間中の低炭素水素の供給量は1,177トンであり、実施期間は白州プロジェクトと同様、2028年4月から2055年3月までを予定しております。

飯島（修）委員 この価格差支援制度については、支援期間が15年、その後さらに10年、合わせて25年間の事業継続を求められている制度であると、令和6年9月の農政産業観光委員会において説明されていたと議事録にありました。

そこで少し心配しているのは、15年間の支援期間終了後は補助金が交付されないこととなりますが、その後の10年間についても、補助がないまま事業を継続する義務があるという理解でよろしいですか。

渡邊新エネルギーシステム推進課長 審査の条件として、補助期間である15年間終了後についても、さらに10年間の独自運営という事業計画が認定されております。義務とまで言えるかは別として、認定された事業計画に基づき、事業主体において最大限努力しながら事業継続に努めてまいる考え方でおります。

飯島（修）委員 言葉の捉え方の違いかもしれませんが、私としては、実質的には事業継続が義務づけられているとも感じています。ただ、15年の支援期間と、その後の10年を含めた25年間の事業計画が認定されたという解釈で承知しました。

その上で、もう少し心配があります。例えば、15年の補助期間が終了した時点で事業が赤字となった場合でも、その後の10年間について事業を継続しなければならないことになるのでしょうか。25年間の事業計画として認定されている以上、赤字であっても継続が求められるケースがあり得るのではないかと思います。その辺りはどのように解釈したらいいのでしょうか。

渡邊新エネルギーシステム推進課長 委員御指摘のように、補助期間終了後に事業が赤字となる場合を御心配されていると思いますが、現時点では、そのような状況は想定しておりません。現時点の計画では、赤字にはならないから認定されているものと認識しております。

ただし、今後の社会情勢や環境の変化とともに状況が変わる可能性はありますので、そのような場合には国とも相談していくことになると考えておりますが、現時点では赤字となることは想定しておりません。

飯島（修）委員 渡邊課長の自信に満ちた答弁をいただき、安心したところでありますが、最悪の場合も含めてリスクを考える必要があるとの観点からお伺いしております。

もう一点、事業が継続できなかった場合という最悪のケースを想定してお伺いします。

その場合、15年間の補助金の返還を求められるようなことはないでしょうか。

渡邊新エネルギーシステム推進課長 そのような心配をしていると事業が執行できませんので、そのような事態とならないよう、事業継続に努めてまいりたいと思います。

飯島（修）委員 意地悪で申し上げているわけではなく、老婆心でお聞きしていることを御理解いただきたいと思います。渡邊課長から自信のある答弁をいただき、安心したところであります。

最後に、令和7年度2月補正予算の10億円について、備考欄に（補填財源補正額）地域文化振興等積立金とありますが、具体的にはどのような使途を想定しているのでしょうか。

古屋総務課長 地域文化振興等積立金の積立金10億円につきましては、一般会計へ繰り出すものでございます。

飯島（修）委員 この10億円は一般会計に繰り出され、一般会計の財源として活用されるという理解でよろしいでしょうか。例えば、25人学級の実施などに充てるということでしょうか。

古屋総務課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

（丘の公園について）

浅川委員 地元に関わることで、毎回この件についてお伺いしております。丘の公園については、4年前にプロポーザルを実施し、桔梗屋が指定管理者となったと記憶しております。

当初は大変厳しい状況でのスタートにもかかわらず、現在様々な営業を行っておりますが、ゴルフ場の利用状況についてお伺いします。

古屋総務課長 ゴルフ場の利用状況でございますが、近年はゴルフ人口が減少傾向にあります。一時期、コロナ禍においては、屋外で楽しめるスポーツとして人気が高まり、利用者数も増えた時期もございました。桔梗屋が指定管理者になってからは、例えば冬の時期において、雪が降ってクローズしてしまう時期であっても、1人でのプレーを可能とするなど、利用促進に向けた取組を行っており、徐々にではありますが、利用者数は回復してきている現状でございます。

浅川委員 企業局には、地域振興という観点からしっかりと取り組んでいただいております。感謝しているところでございます。その中で、現在の指定管理者である桔梗屋が、当初の予定を上回る額を納付してくれたと承知していますが、その増額分についてはどのように活用をなさっているのでしょうか。

古屋総務課長 現在の指定管理者である桔梗野からは、企業局への納入金として、企業局が設定した最低納入金額約1億2,000万円を上回る約1億6,000万円を納付していただいております。

この納入金につきましては、施設の修繕や設備更新のほか、丘の公園の活性化や地域振興のために活用しているところでございます。

浅川委員 4年という指定管理期間が長いのか短いのか、私にはよく分かりませんが、大手の事業者がしっかり地域に根を下ろして事業に取り組むためには、長い期間の指定管理が必要ではないかと、これまでも言い続けてきました。プロポーザルのときに嘘を述べてくることが考えられますので、そうした点も配慮しながら制度運用をお願いしたいと思います。参考になるかどうかは知りませんが、これまで言い続けてきたことでありますので、一言述べさせていただきました。

古屋総務課長 現在の指定管理期間が今年度末までとなっており、現在、次期指定管理候補者の募集を行っているところでございます。委員御指摘の指定管理期間につきましては、次期指定管理から、現行の4年から6年へ延長することとしております。

浅川委員 ぜひ、しっかり先を見据えた運営を行っていただき、地域に根を下ろした取組を進めていただきたいと思います。話を始めると長くなりますので、このあたりにしておきますが、ゴルフ場の八ヶ岳コースに関しても、何らかの新たな対策を打っていただきたいと思います。

主な質疑等 農政部関係

※付託案件

※第75号 令和8年度山梨県一般会計補正予算（第2号）第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

（県産果実輸出・生産者所得向上推進事業費について）

望月（勝）委員 課別説明書農2ページ、県産果実輸出生産者所得向上推進事業についてお伺いします。近年、山梨県の果実生産や輸出が盛んになっており、喜ばしい限りでございます。一方、報道では、果樹農業の若者の後継者が不足していることが取り上げられており、将来に向けて危惧するところでもあります。

そこで、本事業を実施する背景と具体的な取組についてお伺いします。

高橋販売・輸出支援課長 国の貿易統計によりますと、去年は多くの果樹品目で輸出額が減少しており、早急な対策が必要な状況となっております。そこで、香港、台湾に次ぐ有望市場としてシンガポールを重点市場に位置づけ、県職員を現地へ派遣し、小売事業者に対して強い影響力を持つ現地企業と直接具体的な商談や意見交換を行うこととしています。

さらに、在日シンガポール大使館関係者等に県産果実の品質や魅力を体験していただくファームトリップを実施するとともに、既に多様な商流を確立している国内先進事例の調査を実施いたします。

望月（勝）委員 今後の有望市場としてシンガポールを位置づけているとのことですが、台湾などでは植物検疫の条件が非常に厳しく、桃についても病害虫対策等が求められてきた経緯があります。シンガポールにおいてはどのような状況であるか、お伺いします。

高橋販売・輸出支援課長 本事業において、シンガポール市場の流通構造や商慣習の実態を把握することにより、新たな商流構築や取引機会の創出を図り、輸出拡大につなげることで、本県の果実輸出の香港や台湾への依存度が高い構造を見直し、輸出先の多角化を推進することができると考えております。

さらにシンガポールは都市国家であり、地方という概念が薄いため、同国の大使館関係者などに対し、日本産ではなく山梨県産果実としての魅力や品質の高さを直接訴求することで、認知度向上を図ってまいります。

加えて、国内の先進事例を参考としながら、本県の実態に即した取組を展開することで、輸出拡大と生産者の所得向上につなげてまいりたいと考えております。

望月（勝）委員 シンガポールへの輸出は非常に期待される状況でございます。一方で、今後、シンガポールや台湾、香港などへ輸出が拡大した場合、現在の山梨県の生産体制で間に合うかどうかといったことなどへの懸念もあります。また、先ほど申し上げたように、報道などでは若者の後継者不足も指摘されております。そのような課題への対応策とシンガポール市場に対する今後の期待について、生産者のためにもお伺いしたいと思います。

高橋販売・輸出支援課長 委員御指摘のとおり、県産果実をめぐる輸出環境は、日々大きく変化しております。また、前回の輸出戦略策定から5年が経過していることから、これまでの施策の効果を十分に検証し、中長期的かつ俯瞰的な視点から新たな戦略を構築する必要があると考えております。

主な内容としては、第一に、シンガポールでの取組を先進事例として、高付加価値市場との取引基盤の強化を図ってまいります。

第二に、他産地との差別化を図るためのブランド力の向上に取り組んでまいります。

第三に、ベトナムをはじめとする新たな市場の開拓を進めてまいります。

また、戦略の策定に当たりましては、外部専門家の知見を活用するとともに、J Aな

どの関係事業者の意見も踏まえながら、現場の実態に即した実効性の高い輸出戦略を取りまとめていきたいと考えております。

望月（勝）委員 今後はシンガポールを中心に対応を考えているということですが、一方、中国などにおいて、日本のブドウ、特にシャインマスカットの栽培技術や種が盗まれたといわれる事例が多く見られています。今後、シンガポール市場が大きく伸びていくと思いますが、本県で品種改良などにより優れた果実が開発された場合、それらが海外に流出し、他国で生産されるような状況にならないか心配しております。こうした懸念を踏まえ、農政部では今後どのような対応を取っていくか、お伺いします。

高橋販売・輸出支援課長 委員御指摘のとおり、他国産のシャインマスカットにつきましては、諸外国でかなり流通しております。日本産と比べて安価で流通していることから、市場でのシェアもかなり伸びていると伺っております。こうした状況も踏まえ、山梨県としては、おいしく品質の高い果実をその価値に見合った価格で販売していくことが重要であり、そこに差別化のポイントがあると考えております。

今後も、生産者の努力とたくみの技によってつくられる本県の品質の高い果物をしっかりとPRしながら、海外市場で販売していきたいと考えております。

望月（勝）委員 他の生産地よりも付加価値の高いものを、山梨県として市場に出していくことが必要であると思います。

また、現在の国際経済情勢を見ても、こうした取組は非常に重要であると思います。今後、本事業に予算を投入していく中で、山梨県としてどのような対応を取っていくのか、お聞きしたいと思います。

高橋販売・輸出支援課長 繰り返しになり恐縮ですが、県では今後、新たな輸出戦略を策定してまいります。戦略の策定に当たりましては、これまで積上げてきた施策がどのような成果を上げてきたのかを十分に検証してまいります。

また、県産果実は山梨県産として輸出しておりますが、山梨県産という統一的なブランドイメージがまだ不足していると思いますので、そのような不足している部分を改善するとともに、これまでの成功事例も生かしながら、新たな戦略に基づき、中長期的な視点で取り組んでまいりたいと考えております。

望月（勝）委員 最後になりますが、本事業の目的は、他の生産国よりも優れた品物を出したいということであると思います。今後は輸出先の多角化も進めていくことになると思いますが、その中では国際的な競争も一層厳しくなることが予想されますので、そうした状況も十分に考慮していただいて、県産果実の輸出拡大にさらに拍車をかけるような取組を進めていただければと思っています。

（県産果実輸出拡大戦略策定事業費について）

飯島（修）委員 課別説明書農 2 ページの 2 つ目のマル臨、県産果実輸出拡大戦略策定事業費 3, 4 0 0 万円余につきまして、本会議でも質疑があったと承知していますが、私自身、分かったようで分からないような部分もありますので、改めて教えてください。課別説明書に記載されている海外市場環境の変化とは、具体的にどのようなことを指しているのでしょうか。

高橋販売・輸出支援課長 まず、中国や韓国などで生産されたシャインマスカットが東南アジアを中心に広く流通していることが挙げられます。これらは本県産のシャインマスカットよりも価格が低いことから、日本産を輸出しても価格面で敬遠されるケースが生じております。また、本県産果実の輸出先は、現在、香港及び台湾に約 9 割依存している状況にあります。こうした中で、中東情勢やウクライナ情勢など、地政学的リスクへの対応も必要となっております。そのため、シンガポールを重点市場と位置づける事業を考えるとともに、こうした視点も踏まえながら、今回の戦略策定を進めてまいりたいと考えております。

飯島（修）委員 競争が激しくなる中で新たな活路を見出すため、高付加価値化やブランド力の向上、新たな市場開拓に取り組んでいくという事は理解しました。

一方で、今回の事業では、課別説明書に「更なる輸出拡大を図るため」と記載されていますが、これまで調査やアプローチはしてこなかったという理解でよろしいでしょうか。

高橋販売・輸出支援課長 さらなる輸出拡大ということにつきまして、例えば、現在は検疫上の制約から輸出ができないベトナムなども視野に入れております。本年 5 月に知事がベトナムを訪問し、将来的な輸出拡大に向けた働きかけを行っております。また、輸出が可能となった際に速やかに対応できるような体制を整えることも必要であると思います。一方で、これまで本県産果実の輸出は台湾及び香港に依存してきた状況もございます。

今回は、シンガポールを重点市場としておりますが、戦略策定に当たっては、他国の市場動向などを検証していく中で、有望な市場が認められた場合には、そうした市場への展開についても適切に対応してまいりたいと考えております。

飯島（修）委員 少し視点を変えてお伺いします。

こうした積極的な取組は必要であると思います。一方で、私自身よく分からないのでお伺いしますが、県産果実の輸出額は、県全体の果実生産額のうちのどのくらいの割合を占めているのでしょうか。

高橋販売・輸出支援課長 県産果実の生産額に占める輸出額の割合につきましては、果実全体で 3 %程度と承知しております。

飯島（修）委員 全体の 3 %ということであると理解しました。

販売額ベースではどの程度の規模になるのか、また、それは全体の本県農業全体にどの程度の効果や影響があるのか、お伺いします。

高橋販売・輸出支援課長 県産果実の生産額は 770 億円程度であり、そのうち輸出額は約 23 億円となっております。割合としては 3% ですが、輸出単価は国内向けの販売単価と比べて約 2 倍となっております。このため、輸出に取り組むことにより、より高い価格で販売できることから、生産者の所得向上にも寄与しているものと思っております。

飯島（修）委員 約 770 億円に対しての約 23 億円とのことであり、割合としてはまだ小さいという印象を受けましたので、今後積極的に取り組んでいくのだらうと理解します。

今回の事業費 3,400 万円余につきましては、香港、台湾、シンガポールにおける商談や意見交換会をするための費用であると思います。戦略策定事業としては、3,400 万円余は高いように感じますが、香港、台湾、シンガポールに出向いて商談や意見交換をしながら戦略を策定していくための一連の費用が 3,400 万円余であるという理解でよろしいでしょうか。

高橋販売・輸出支援課長 戦略策定につきましては、基本的に委託により実施することを考えております。その中で、国、地域ごとの市場分析や、本県の現状の立ち位置を分析するために要する費用としてこの金額になっております。

飯島（修）委員 ほかの事例でもよく見受けられますが、委託は外部業者に行うという理解でおります。その委託料は 3,400 万円余の中に含まれているということでしょうか。金額にこだわるようで申し訳ないのですが、戦略策定費として 3,400 万円という金額が少し高いという印象が拭えません。

高橋販売・輸出支援課長 基本的な内訳としましては、委託料が大部分を占めております。

飯島（修）委員 実際の内容を理解しました。正直に申し上げますと、少し高額であると感じます。毎年、この農産物の輸出拡大に関する事業が実施されていると思います。事業である以上、これまでの取組について検証し、その成果を踏まえてブラッシュアップしてきたと思いますが、昨年度の事業の取組結果や成果物などの資料を提出していただくことはできますか。

高橋販売・輸出支援課長 委託事業者から提出された成果品につきましては、部外秘の情報も含まれておりますので、そのままお示しすることは難しいと思っております。

飯島（修）委員 可能な範囲で結構です。先ほども、これまでの事業を検証し、ブラッシュアップしてよりよい事業にしていくという発言がありました。そうであるならば、これまでの事業はどういったものであったのか知る必要があると思いましたので、可能な範囲で、資料

の請求をさせていただきたいと思います。

望月（大）委員長 飯島委員から要求のありました資料につきまして、執行部として可能な範囲で資料は提出できますでしょうか。

それでは、要求のありました資料につきまして、委員会として執行部に要求してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

望月（大）委員長 では、提出をお願いします。

（全国の農林水産業系高校及び農林大学校を応援する都道府県議会議員連盟設立総会について）

藤本委員

質問に先立ち、一言申し上げます。

昨年、私の地元である南アルプス市で開催されました、全国の農林水産業系高校及び農林大学校を応援する都道府県議会議員連盟設立総会に際し、農政部の皆さんに県内視察、特にエクスカージョンの企画調整に多大な御尽力をいただきました。おかげさまで、水素農業、世界農業遺産、甲州ワイン、データセンシングを活用した施設園芸、さらにはワインツーリズムと、本県農業の魅力を全国の都道府県議会議員に直接見ていただく機会をつくっていただきました。

また、樋田農政部長には御来賓として御臨席いただき、全国の議連に対してあたたかい御激励のお言葉も賜りました。おかげさまで、議員連盟は現在46の都道府県議会、160名を超える議員が参画する全国組織へと発展し、その後も九州、沖縄、北海道でのキャラバンをはじめ、台湾、中国での農林水産外交や、農業教育と農林水産業の振興に向けた活動を積極的に展開しております。本年は、高知県へバトンを渡すことができそうです。これもひとえに、本県の農林水産業の魅力を全国に発信しようと、農政部の皆さんが惜しみなく御支援くださったおかげです。この場をお借りして、心より感謝申し上げます。

（食肉流通センター施設整備費補助金について）

それでは質問に移ります。課別説明書農6ページ、食肉流通センター施設整備費補助金4,010万円余について伺います。

以前、食肉流通センターを視察しましたが、衛生管理や作業工程が非常に厳格に管理されており、県民の食の安全を支える現場の重要性を強く実感しました。

また、私自身、小学生のころまで自宅で豚を飼育しており、生まれ育った豚がこの食肉流通センターへ運ばれていくという経験もしています。そのような経験からも、生産者の思いと県民の食卓をつなぐ極めて重要な施設であると認識しており、今回の整備には大きな期待を寄せています。

食肉流通センターは、県民に安全で安心な食肉を供給するとともに、本県畜産業を支

える重要な基盤施設です。

今回、老朽化した設備の改修に対して補助を行うとのことですが、この機会を単なる設備更新で終わらせるのではなく、本県畜産業の将来を見据えた施設機能の向上につなげてほしいと望みます。

そこで、今回の改修は単なる老朽化対策として行うものなのか、それとも将来を見据えた食肉流通センターの機能の向上や衛生水準の向上も視野に入れた整備として進めるものなのか、県の考え方をお伺いします。

土橋畜産課長　今回補助対象となっております施設整備は、枝肉を搬送するための設備が経年劣化し、稼働に不具合が生じていることから行う改修でございます。

ただし、今回整備する設備は、単なる部品交換に留まるのではなく、機能性の向上や衛生水準の向上を図るものであるため、これまでより高耐久で高度な機器の整備となっております。

藤本委員　他県では、H A C C Pに対応した高度な衛生管理や効率的な処理ラインの導入など、食肉流通センターの機能充実が進められています。本県においても、県民の安全安心を守ることはもちろん、先ほども申し上げましたが、県産畜産物の価値向上や生産者の所得向上につながる施設づくりに励んでいただきたいと思います。

そこで、今回の整備を契機として、衛生管理や品質管理のさらなる向上、処理能力の安定化など、どのような効果を目指しているのか、お伺いいたします。

土橋畜産課長　食肉流通センターでは、これまでもH A C C Pに基づく衛生管理に取り組んでまいりました。

また、食品の生産から消費者に届くまでの一貫した安全確保を図るため、平成25年にはI S O 2 2 0 0 0認証を取得しております。今回の施設整備は、より一層の衛生レベルの向上を図るものであり、さらに安定的な食肉の処理体制の確保につながるものと考えております。

藤本委員　安定した食肉供給体制につながるということなのですが、公費を投入して整備を行う以上、ぜひ、単に古くなって壊れたから修繕するという発想にとどまらず、これから30年、40年先も安心して利用できる施設を整備するという視点を持っていただきたいと思います。

最後に、今回の整備をどのように本県畜産業の発展につなげていくのか、また、将来的にどのような施設を目指していくのか、お伺いいたします。

土橋畜産課長　県民の皆様に安全で安心な食肉を提供するとともに、本県畜産業の発展に寄与するためには、食肉の処理施設は不可欠なものであると考えます。これからも、安心して利用できる施設をつくることに視点を置き、安定した食肉流通を維持できる体制づくりを引き続き検討してまいります。

藤本委員 食肉流通センターは、県民の目に触れる機会は多くありません。しかし、食の安全安心を支える極めて重要な社会基盤ですので、今回の整備が、設備の更新に加えて、本県畜産業の発展と県民の信頼につながる先進的な施設づくりの第一歩となることを期待します。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(県産果樹の育種の推進と産地化について)

藤本委員 初めに、県産果樹の育種の推進と産地化について伺います。

本県は、御承知のとおり、スモモ、桃、ブドウ、桜桃など全国屈指の果樹産地であり、果樹王国として高い評価を受けています。これまで県では、ブドウのサニードルチェ、甲斐キング、サンシャインレッド、桃の夢みずき、夢桃香、桜桃の甲斐ルビーなど、優れた県オリジナル品種を育成し、果樹農業の発展に大きく貢献してきました。

一方で、日本一の生産量を誇るスモモについては、県オリジナル品種であるサマーエンジェル、サマービュート以来、およそ20年、新たな品種登録がありません。

気候変動や市場ニーズが大きく変化する中、今こそ時代を担う新たな品種の育成と産地づくりを、これまで以上に前進する必要があると考えます。

日本一の産地だからこそ、新品種を継続的に生み出していく責務があると考えますが、この現状を県はどのように受け止め、今後どのような育種方針で取り組んでいくのか、お伺いいたします。

佐々木農業技術課長 果樹生産は本県の重要な基幹産業であり、中でも生産量日本一を誇るブドウ、桃、スモモについては、将来にわたり持続可能な産業として維持、発展していく必要があると考えております。そのため、育種による新たな品種の創出は重要なコンテンツであると考えており、産地の課題や消費者ニーズを踏まえながら、果樹試験場において研究を進めてまいります。

藤本委員 市場では、食味や外観に加え、高温への適応性や日持ちのよさ、さらには輸出への適性などが求められる時代になっています。こうした市場ニーズや海外展開を見据え、県としてどのような品種を目指して育種を進めていくのか、お伺いいたします。

佐々木農業技術課長 現在、果樹試験場では、わせで食味に優れた品種の育成を基本とし、果実品質や

結実性の優れた品種の育成を目的として研究を行っております。

その中で、有望系統を選抜する際には、産地の課題や市場、販売店などのニーズを踏まえながら、栽培特性や果実品質について評価しております。

藤本委員 わせ品種や結実の安定性、有望品種の育成については理解しましたが、スモモにつきましては、この 20 年余り品種登録がない状況です。

近年は高温障害や異常気象が頻発し、果樹栽培を取り巻く環境は大きく変化しており、今後もこうした傾向が続くものと思います。

そこで、高温や病害に強く、安定生産につながるスモモの品種の育成について、県はどのように進めていくのか、また、これまでどのように進めてきたのか、お伺いします。

佐々木農業技術課長 スモモにつきましては、高温の影響により、結実不良や果実の軟化、日焼け果の発生などが課題となっております。

こうした状況を踏まえ、県では、高温条件下においても食味や果実品質に優れ、結実が安定する品種の育成に向けて研究を進めているところでございます。

藤本委員 ただいまの答弁に対して確認させてください。

サマーエンジェル、サマービュート以降、この 20 年間で、新たな品種として有望なものはあったのか、また、県としてどのような研究成果が得られているのか、確認させてください。

佐々木農業技術課長 育種につきましては、毎年相当な数の種をまき、その中から生育が悪いものや実がなりにくいものなどを淘汰しながら、繰り返し研究を続けているところでございます。有望と思われるものが得られたからといって、十分な検証を行わないまま世に出すと、現地で栽培性が悪いということで評価が落ちたり、日持ちが悪いということで市場に出した後に評判を落としたりして、ブランド価値を落とす可能性もございます。そのため、慎重に育種を進めているところでございます。

藤本委員 おっしゃるとおりだと思います。教科書に載っているとおりであり、まさにそのとおりだと思います。

一方で、本県では県による育種だけでなく、生産者自らの長年の努力によって、貴陽、李王、皇寿をはじめとする全国に誇る優れた品種が誕生してきました。こうした民間育種の取組は、本県の大きな財産であると思います。県による育種を進めることはもちろんですが、民間育種者への技術支援や品種登録支援、さらには優れた育種成果を検証する制度の創設など、民間の挑戦を後押しする仕組みのさらなる充実が必要であると考えますが、県の御所見をお伺いします。

對木果樹園芸振興課長 県では県内の果樹農家で組織する県果樹園芸会が取り組む新品種の育成に対し、技術的な助言を行うとともに、育成や品種登録に係る経費を支援しているところで

ございます。

また、先ほどお話のありましたスモモの民間育成品種の皇寿につきましては、県オリジナル品種として約 2, 0 0 0 本の苗木を供給し、産地化を進めてきたところでございます。

こうした民間の育成品種は、本県にとって大きな財産であることから、今後も民間育種者の挑戦をしっかりと後押ししてまいりたいと考えております。

藤本委員 ぜひ引き続き民間育種者の支援を行い、県としても後押しをしていただきたいと思います。

新たな品種は、登録しただけでは産地にはなりません。苗木の供給、改植支援、栽培技術の普及、販売戦略まで一体となって取り組むことが重要だと考えます。

そこで、県は新品種をどのように早期に産地化し、山梨ブランドとして確立していくのか、お伺いします。

對木果樹園芸振興課長 オリジナル品種の早期産地化に向けて、J Aなどと連携し、苗木の安定的な生産、供給を支援し、改植の推進に取り組んでまいります。また、果樹農家に対して新品種の栽培技術の普及を図るとともに、高品質生産に向けた取組への支援を行ってまいります。

今後も、県やJ Aなどで構成する山梨県オリジナル品種ブランド化推進会議において、早期産地化や販売促進、PR強化など、生産から販売まで一体となった取組を進め、山梨ブランドとしての確立を図ってまいります。

藤本委員 ぜひ引き続き事業を継続していただきたいと思います。

次に、新品種の育成には長い年月が必要でありますし、今後は気候変動への対応や知的財産の保護など、果樹試験場に求められる役割はさらに大きくなると思います。

そこで、果樹試験場の研究員の確保、育成や研究設備の充実など、研究体制をどのように強化していくのか、お伺いいたします。

佐々木農業技術課長 果樹試験場では、育種部において落葉果樹育種科を設置し、スモモをはじめとする果樹の育種研究を進めるため、専門性の高い研究員を配置しているところでございます。また、今年度からは、スモモの実生選抜の効率化を目指したデータベースシステムの開発に着手するなど、先端技術を導入した研究を進めているところでございます。

藤本委員 ぜひ先端技術の導入や、研究員が研究しやすい環境の整備、さらには研究成果を実際の畑へ還元できる仕組みづくりについて、引き続き支援していただきたいと思います。

最後に、果樹王国やまなしの競争力を維持するためには、今ある優良品種を守り次世代へつなげることに加え、次の時代を担う新たな品種を継続的に生み出していく取組が不可欠です。特に、日本一の産地であるスモモについても、引き続き県が先頭に立ち、果樹試験場、生産者、J A、流通市場関係者、さらには民間育種者とも力を合わせなが

ら、ブランドづくりを前進していただきたいと思います。

そこで、県は今後どのような決意で果樹の育種と産地づくりを進めていくのか、御所見をお伺いします。

佐々木農業技術課長 委員御指摘のとおり、果樹王国やまなしのブランドを維持、発展させていくためには、優れた品種を継続的に創出し、早期の産地化を図りながら、次世代へ引き継いでいくことが重要であると考えております。このため、県では果樹試験場における育種研究を着実に進めるとともに、生産者、ＪＡ、市場関係者などと連携し、本県の強みを生じた魅力ある品種の開発と産地づくりに取り組んでまいります。

生産量日本一を誇るブドウ、桃、スモモにつきましては、新品種の育成に力を入れるとともに、苗木供給や栽培技術の普及、販売促進までを一体的に推進し、産地のさらなる発展につなげてまいります。

藤本委員 ぜひ、山梨県が誇る民間育種の力に加え、県や関係者が力を合わせ、官民一体となって新たな品種の育成から産地化、ブランド化まで戦略的に進めてほしいと願います。

日本一の産地とは、単に生産量が多いだけではなく、新たな価値を生み出し続ける産地であると考えます。県には引き続きその先頭に立ち、強い覚悟とスピード感を持って取り組んでいただくことを期待しています。

(サクランボ産地の維持及び発展について)

次の質問に移ります。

私は先日、地元南アルプス市をはじめ県内のサクランボ農家を視察しました。農家からは、今年は昨年より収穫できたものの、実がなかったという声がある一方で、人口受粉を 7 回から 8 回徹底した結果、過去最高の豊作となったという声も伺いました。同じ県内でも結果に大きな差が生じている現状を見ると、高温対策技術や結実安定技術が産地全体に十分普及しているとは言えない面もあると感じました。

本県は、先ほど申し上げましたように、スモモ、桃、ブドウの日本一の産地である果樹王国ですが、サクランボについても全国有数の産地であると考えます。

県の山梨県果樹農業振興計画では、高温対策や結実安定技術の徹底、県オリジナル品種の普及、改植などを掲げていますが、重要なのは、それらを現場で実効性のあるものとしていくことだと考えます。

そこで、県ではこれまで、人工受粉やかん水の徹底、ＩＣＴを活用した自動ミスト散布、高温に対応した品種育成などに尽力されてきましたが、現在までにどのような成果が得られているのでしょうか。また、その成果が現場の農家にどの程度普及していると認識されているのか、お伺いいたします。

佐々木農業技術課長 サクランボについては、春先の気象条件が品質や収量に大きな影響を及ぼす品目であります。そのため、県及びＪＡでは、人工受粉やかん水などの高温対策に係る技術指導を徹底することで、高温や乾燥条件の影響を軽減し、結実の安定化や果実品質の維

持、向上を図ってまいりました。

高齢化などにより、全ての生産者がこうした対策を実践できるわけではございませんが、ＪＡと連携しながら講習会や個別巡回指導などを通じて、迅速な技術情報の発信や効果的な技術の普及を図り、産地全体の安定生産につなげているところでございます。

藤本委員

次に、品種の方針と産地の維持についてお伺いします。

今後、高温化がさらに進むことが想定されます。果樹農業振興計画では、県オリジナル品種の普及や優良品種への改植、老木の更新を推進するとしていますが、甲斐ルビーやアルプス紅扇をはじめとする県オリジナル品種や優良品種の導入は、現在どこまで進んでいるのか、お伺いします。

また、改植支援や施設整備を含め、中長期的に産地を維持するため、どのようなロードマップを描いておられるのか、お伺いいたします。

對木果樹園芸振興課長 県やＪＡなどで構成する山梨県オリジナル品種ブランド化推進会議において、令和7年度までに甲斐ルビーは2,640本、アルプス紅扇は5,814本の苗木を供給し、早期の産地化に努めてまいりました。今後も果樹農業振興計画に基づき、県オリジナル品種や優良品種への改植、苗木の安定供給、施設整備などを総合的に進め、生産性の向上と省力化を図りながら、中長期的に持続可能な産地の維持及び発展に取り組んでまいりたいと考えております。

藤本委員

引き続き、省力化や改植支援などにより、産地の維持及び発展に取り組んでいただきたいと思います。

サクランボは、生産だけでなく、観光農園や観光振興にも大きく貢献してきた果樹であると考えます。

果樹農業振興計画においても、観光果実園における収穫期間の延長を掲げています。しかし、現実には、令和2年度から令和7年度の5年間で収量は半減し、サクランボ園の営業時間も午前中のみ、あるいは土日のみといった形で営業時間は短縮されています。さらに、サクランボ園はブドウ、特にシャインマスカットへの改植が進んでいるのが現実です。

このままでは生産量が減少し、観光資源としての魅力も失われかねません。農政部だけでなく、観光部局とも連携し、生産振興と観光振興を一体的に進める総合的なサクランボ産地振興策を打つべきと考えますが、県の御所見をお伺いします。

對木果樹園芸振興課長 サクランボ産地の持続的な発展のためには、温暖化への対応も踏まえながら、優良品種への改植を計画的に推進することが重要です。そのため、引き続きＪＡなどと連携し、新品種の導入や苗木の迅速な供給に取り組んでいきたいと思ひます。

また、人気の高いサクランボ狩りにつきましても、優良品種の導入による収穫期間の延長や果実の高品質化を推進するとともに、ＪＡや地元観光協会とも連携しながら、農政と観光が一体となったサクランボ産地の活性化を推進してまいりたいと考えておりま

す。

藤本委員 私は、生産者個人の努力だけで気候変動に対応していくことは困難であると考えております。気候変動は産地全体の課題であり、県が先頭に立って、これまで進めてきた取組をさらに力強く努めていただきたいと思います。

また、計画の中でも、生産量や栽培面積の維持を目標に掲げています。その目標を実現するためにも、これまで以上に踏み込んだ施策を期待しています。

そこで最後に、サクランボについても、全国有数の産地を将来にわたって守り育ていくという強い決意の下、県として今後どのように取り組んでいくのか、御所見をお伺いします。

對木果樹園芸振興課長 サクランボは、本県において観光や地域振興に寄与する重要な果樹であり、その産地を将来にわたり維持発展させていくことが非常に重要であると認識しております。

県といたしましては、サクランボ産地を将来にわたり維持していくため、JAや生産者などと力を合わせ、競争力の高い産地づくりを進めてまいりたいと考えております。

藤本委員 山梨県は、スモモ、桃、ブドウだけでなく、サクランボについても全国に誇る産地であり、誰もがそう感じているものと考えます。ぜひ、県には産地を守るだけでなく、さらに産地を発展させるという覚悟を持って、これまで答弁いただいた取組を強く推進していただくことを期待しています。

(桃の生産量について)

古屋委員 いよいよ桃のシーズンを迎え、6月から7月にかけて本格的な出荷時期となります。県の推奨品種である夢みずき、白鳳、なつっこ、浅間白桃など、おいしい桃が市場に出回る時期となっております。

そこでまず、山梨県の桃の生産量は現在どのぐらいか、日本一であるという看板が20号線に掲げてありますが、日本一であるという認識でよいのか、お聞きします。

對木果樹園芸振興課長 山梨県の桃の生産量につきましては、国の統計によりますと、令和7年の生産量は3万2,200トンとなっており、本県は全国第一位の生産量となっております。

古屋委員 高齢化が進む中で桃を作ることは大変になってきています。朝早くから重たい荷物を運ぶなど、体力を必要とする作業も多く、今後どのように産地を維持していくかが課題だと思います。答弁は求めませんが、ぜひ引き続き農政部には、生産量日本一を維持していただきたいと思います。

(桃ソムリエについて)

2点目は、桃ソムリエについてであります。

県では今年、桃ソムリエ制度を創設したと承知しております。そこで、現在、何人が

桃ソムリエとして認定されているのか、また、桃ソムリエになるためにはどのような基準を満たす必要があるのか、さらに、認定後はどのような活動を行っていくのか、お聞きしたいと思います。

高橋販売・輸出支援課長 現在、名誉桃ソムリエとして、これまでの活動実績等を踏まえ、引き続き本県産桃のPRに御協力いただく方が12名いらっしゃいます。その他の桃ソムリエにつきましては、本年11月に予定しております認定試験を受けていただき、その試験の合格者を桃ソムリエとして認定することとしております。

古屋委員 そうしますと、今年の夏については、桃ソムリエが活躍していく場面はないという理解でよろしいでしょうか。

高橋販売・輸出支援課長 現在5月に委嘱した名誉桃ソムリエの方々に、それぞれのフィールドにおいて本県産桃のPRを行っていただいております。また、新聞やテレビなどでも取り上げられており、桃の最盛期を迎える中で、本県産桃の魅力をしっかりとPRをさせていただいているところでございます。

古屋委員 具体的に申し上げますと、県が設置している私の地元フルーツ公園があります。フルーツ公園には幾つかドームがありますが、その一部は子どもたちの遊び場のようになっております。

本来、フルーツ公園は山梨県の果樹の魅力をしっかりとPRするための施設でもあります。年間を通じて、果樹王国やまなしを発信するような活用をしていただきたいと思います。今年は名誉桃ソムリエもいらっしゃいますので、そうした方々にも協力いただきながら、フルーツ公園を活用したPRをぜひ進めていただきたいと思います。

農政部の方々であればおいしい桃が分かると思いますが、桃は種類が非常に多くあります。個人によって好みの違いはあると思いますが、県外から来られる方は、どの桃を選べばよいのか分からないことも多いと思います。例えば、これから出荷の最盛期を迎える夢みずきは大変おいしい桃ですが、県外の方から見ると、どの桃も同じように見えてしまうことがあります。どの品種が優れているかという評価はさておき、果肉の違いや食べ方の特徴、ジュースに適している品種なのかといったことを、桃ソムリエや名誉桃ソムリエの方々に説明していただく機会を設けていただきたいと思います。せっかくフルーツ公園という施設がありますので、そうした取組をぜひ進めていただきたいと思います。どのように考えているのか最後にお伺いします。

高橋販売・輸出支援課長 委員御指摘のとおり、これまで桃は桃としてひとくくりにされていましたが、果肉の食感や香り、味など、それぞれの品種の特徴をしっかりと区別してPRしていくことが、まさに桃ソムリエの制度の目的でございます。

例えば、桃の種類に応じて、そのまま果物として召し上がっていただくものやパフェ

やケーキに利用するものなど、そうした食べ方も含めてPRしていきたいと思っております。

また、品種ごとの食べ比べにつきましても、テレビなどのメディアを活用しながらPRをしていきたいと思っております。委員からフルーツ公園の活用について御提案いただきましたが、そうした場も含め、できることがあれば検討していきたいと思っております。

飯島（修）委員 私も桃ソムリエについて何点かお伺いしたいと思います。

農政部には様々な取組があると思いますが、私としては、令和8年度が目玉施策の一つが桃ソムリエ制度ではないかと受け止めており、大変期待しております。実は、私自身も山梨県民でありながら、桃の品種についてはあまり分かりません。硬い桃か柔らかい桃か、その程度の違いしかわからないのですが、今朝も桃を食べ、とてもおいしくいただきました。

名誉桃ソムリエについてお話がありましたが、11月に予定されている認定試験につきましても、レベルの高い試験にしてほしいと思っています。これは私の個人的な意見です。

例えばワインソムリエであれば、その土地の土壌や気候、つくられた年の天気などについても語れるような高度な知識を備えています。桃ソムリエをどのように定義づけていくのかは今後議論されると思いますが、私としては、そうした高いレベルの桃ソムリエになってほしいと思っています。

そこで県では、桃ソムリエ制度に期待する最大の効果をどのように捉えているのでしょうか。

高橋販売・輸出支援課長 まず、認定試験につきましては、委員御指摘のとおり、ある程度難易度の高い試験として進めてまいりたいと思っています。単に受験すれば合格するという試験ではなく、桃ソムリエとしての知識や資質を認定できるような試験としていきたいと考えております。

一方で、桃ソムリエは認定を受けることで特別な仕事ができる資格ではございません。例えば、小売店で販売される際に、桃ソムリエというバッジを付けてPRしていただく中で、これまで山梨県産桃というポップ表示だけであったものについて、品種名や食味、歯ごたえ、どのような料理に適しているのかといった情報を消費者へ伝えていただくことを期待しております。また、パティシエなどであれば、桃を単なるデザート用の果物としてだけでなく、様々な調理や加工を通じて新たな価値を持つ食材としてPRしていただくことも考えております。

これまで桃は桃としてひとくくりにされていたものについて、桃ソムリエには新たな価値を見出し、PRしていただく伝導師としての役割を期待しております。

飯島（修）委員 おおむね私の認識と似ていると思います。桃ソムリエは、資格を取得することで特別な仕事に就くというよりも、山梨県民が県産桃の特性を深く理解し、よりおいしく食べ

るにはどうすればいいのか、どのような特徴があるのかといった知識が広がることが、山梨県産桃の価値を高めることにつながるのではないかと考えています。

私は11月に実施予定の試験内容については承知しておりませんが、これも私の意見として申し上げます。桃ソムリエ制度が創設され、桃について幅広く理解している人材を育てていくのだと思いますが、消費者にアピールするだけでなく、生産者とも話ができるような人材になってほしいと思っています。

具体的には、生産者は病害虫への対応や天候の影響など、様々な苦労をしながら桃を生産しています。そうした生産現場の実情についても試験科目に入れていただければ、受験する方も勉強せざるを得ないと思っています。これは私の意見ですが、よろしくお願いします。

その他

- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件については、配付資料のとおり決定された。
- ・ 閉会中の継続審査案件に関する調査の日時、場所等の決定は委員長に委任され、県外調査を9月1日から3日に実施することとし、詳細については後日通知することとされた。
- ・ 本委員会が6月5日に実施した県内調査については、議長宛てにその報告を提出したことが報告された。

以 上

農政産業観光委員長 望月 大輔